

**大阪府**

**大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例**

**申請等の手引き**

令和3年4月

大阪府環境農林水産部みどり推進室

　この手引きは、土砂埋立て等の適正化を図るため、土砂埋立て等を行おうとする皆様等に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」（平成27年7月1日施行）の趣旨・内容をご理解いただき、円滑な許可申請手続きを行っていただけるよう、許可申請等に当たっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

**目　　　　次**

[**本手引きの構成** 6](#_Toc65492279)

[**１．大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の概要** 7](#_Toc65492280)

[**（１）条例の目的** 7](#_Toc65492281)

[**（２）条例の構成** 7](#_Toc65492282)

[**（３）条例の概要（主な責務等）** 8](#_Toc65492283)

[**①土砂埋立て等を行う方の責務等** 8](#_Toc65492284)

[**②土砂を発生させる方の責務等** 9](#_Toc65492285)

[**③土地所有者の方の責務等** 9](#_Toc65492286)

[**④命令・公表・罰則など** 9](#_Toc65492287)

[**２．土砂埋立て等を行おうとする場合** 10](#_Toc65492288)

[**（１）土砂、土砂埋立て等、埋立て等区域とは** 10](#_Toc65492289)

[**①土砂とは** 10](#_Toc65492290)

[**②土砂埋立て等とは** 10](#_Toc65492291)

[**③埋立て等区域とは** 11](#_Toc65492292)

[**（２）土砂埋立て等を行う場合** 11](#_Toc65492293)

[**①土砂埋立て等を行う者の責務** 11](#_Toc65492294)

[**②大阪府による報告徴収及び立入検査** 11](#_Toc65492295)

[**③その他** 11](#_Toc65492296)

[**（３）条例の許可を要する土砂埋立て等とは** 12](#_Toc65492297)

[**①許可を要する土砂埋立て等** 12](#_Toc65492298)

[**（４）条例の許可が不要な土砂埋立て等とは** 12](#_Toc65492299)

[**①埋立て等を行う者に関して許可不要の場合（条例第7条第3号・同規則第3条）** 13](#_Toc65492300)

[**②面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合（条例第7条第1号・第2号・同規則第5条第4号）** 13](#_Toc65492301)

[**③他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合（条例第7条第4号～第７号・第9号　同規則第4条・同規則第5条第11号・第12号）** 14](#_Toc65492302)

[**④その他の許可不要の場合（条例第7条第8号・第9号　同規則第5条第1号～第3号・第５号～第10号・第13号～第15号）** 15](#_Toc65492303)

[**（５）許可の要不要のまとめ** 16](#_Toc65492304)

[**３．土砂埋立て等の許可を申請する場合** 17](#_Toc65492305)

[**（１）事前協議** 17](#_Toc65492306)

[**①　事前調査・事前相談** 18](#_Toc65492307)

[**②事前協議書の作成・提出** 20](#_Toc65492308)

[**③周辺地域の住民への説明会に関する関係市町村の意見の確認** 28](#_Toc65492309)

[**④説明会の説明内容等通知書の提出** 28](#_Toc65492310)

[**⑤周辺地域の住民への説明会の開催** 29](#_Toc65492311)

[⑥**事前協議終了の通知** 35](#_Toc65492312)

[**（２）土地所有者への説明・同意** 36](#_Toc65492313)

[**①土砂埋立て等の許可申請（条例第7条）の場合** 36](#_Toc65492314)

[**（３）許可の申請** 38](#_Toc65492315)

[**①許可申請書の作成・提出** 38](#_Toc65492316)

[**（４）許可の基準** 49](#_Toc65492317)

[**①許可の基準** 49](#_Toc65492318)

[**②許可に付す条件** 55](#_Toc65492319)

[**４．土砂埋立て等の許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合** 56](#_Toc65492320)

[**（１）許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）** 56](#_Toc65492321)

[**①変更の許可申請か、変更届出か** 56](#_Toc65492322)

[**②変更の許可** 58](#_Toc65492323)

[**③変更の届出** 63](#_Toc65492324)

[**（２）許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合の義務等** 64](#_Toc65492325)

[**①土地の所有者への通知** 64](#_Toc65492326)

[**②着手の届出** 66](#_Toc65492327)

[**③-1搬入の報告（搬入土砂の発生元の確認）** 67](#_Toc65492328)

[**③-2搬入の報告（搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認）** 68](#_Toc65492329)

[**③-3搬入の報告（土砂搬入報告書）** 77](#_Toc65492330)

[**④土砂管理台帳の作成及び使用等された土砂の量の報告** 78](#_Toc65492331)

[**⑤水質検査及びその報告** 81](#_Toc65492332)

[**⑥標識の掲示等** 85](#_Toc65492333)

[**⑦関係図書の備え付け及び閲覧、保存** 86](#_Toc65492334)

[**（３）完了、廃止、休止する場合** 87](#_Toc65492335)

[**①届出** 87](#_Toc65492336)

[**②府による確認等** 88](#_Toc65492337)

[**（４）地位を承継する場合** 89](#_Toc65492338)

[**①地位承継の申請** 89](#_Toc65492339)

[**②地位承継の承認の基準** 90](#_Toc65492340)

[**（５）命令・許可の取消し** 92](#_Toc65492341)

[**①命令** 92](#_Toc65492342)

[**②許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令** 92](#_Toc65492343)

[**③命令時の公表** 92](#_Toc65492344)

[**（６）搬入禁止区域の指定** 95](#_Toc65492345)

[**①搬入禁止区域の指定** 95](#_Toc65492346)

[**②搬入禁止区域の指定の解除** 96](#_Toc65492347)

[**（７）その他（報告徴収・立入検査、罰則）** 97](#_Toc65492348)

[**①報告徴収** 97](#_Toc65492349)

[**②立入検査** 97](#_Toc65492350)

[**③罰則** 97](#_Toc65492351)

[**５．土地所有者の責務等** 99](#_Toc65492352)

[**（１）土地所有者の責務** 99](#_Toc65492353)

[**（２）土地所有者の義務** 99](#_Toc65492354)

[**①埋立て等に同意する場合** 99](#_Toc65492355)

[**②埋立て等に同意した場合** 99](#_Toc65492356)

[**（３）土地所有者への勧告・命令** 100](#_Toc65492357)

[**①土地所有者への勧告** 100](#_Toc65492358)

[**６．土砂を発生させる者の責務等** 101](#_Toc65492359)

[**（１）土砂を発生させる者の責務（全ての方）** 101](#_Toc65492360)

[**（２）土砂を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する方）** 101](#_Toc65492361)

# **本手引きの構成**

この手引きは、土砂埋立て等を行おうとする皆様に、条例の趣旨・内容をご理解いただくとともに、許可申請にあたっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

　また、土砂埋立て等に関わる様々な方（土地所有者の方、土砂を発生させる方（建設工事の発注者、受注者））にも参考としていただけるよう、それぞれの責務や関連する資料を掲載しています。

　土砂埋立て等の適正化のために有効にご活用ください。

**１．大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の概要**

土砂の埋立て等を行う方はもちろんのこと、土砂埋立て等に関わる全ての方（土地所有者、土砂を発生させる方（工事発注者、受注者））が

ご参照ください。

土砂埋立て等を行う方

**２．土砂埋立て等を行おうとする場合**

土砂埋立て等に関する用語の定義から、条例の許可の要不要等について記載しています。土砂の埋立て等を行おうとする方は必ず

お読みください。

土地所有者、土砂を発生させる方

許可を要する土砂埋立て等を行おうとする方

**３．土砂埋立て等の許可を申請する場合**

許可申請の事前協議から、申請方法や許可基準について記載しています。条例の許可を要する土砂埋立て等を行おうとする方、既に行っている方は必ずお読みください。

許可を要する土砂埋立て等を行う方

**４．土砂埋立て等の許可を受け、土砂埋立て等を行う場合**

許可を受けて埋立て等を行う場合の義務について記載しています。条例の許可を受けている方は必ずお読みください。土地所有者や

土砂を発生させる方も参照してください。

箇所がございますので、ご参考にして下さい。

許可を要する土砂埋立て等を行う方

**５．土地所有者の方へ　　　　　６．土砂を発生させる方へ**

土地所有者や土砂を発生させる方の責務等について記載しています。それらの方は必ずお読みください。また、埋立て等を行う方も、関係者（土地所有者や土砂を発生させる方）への説明等に必要ですので、ご一読ください。

## **１．大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の概要**

### **（１）条例の目的**

この条例は、土砂埋立て等に関する府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。（条例第1条）

### **（２）条例の構成**

この条例の構成は、図表1-1のとおりとなっています。

**許可不要の埋立て等**

**（3,000㎡未満※）**

**許可不要の埋立て等**

**（3,000㎡以上）**

**許可を要する土砂埋立て等**

**【条例第7条】**

**第１章　総則**

第1条　目的　　　第2条　定義　　第3条　府の責務

第4～6条　土砂埋立て等に関わる者（埋立て等を行う者、土地所有者、土砂を発生させる者（工事発注者、受注者））の責務

図表1-1　条例の構成

**第３章　土地の所有者の義務**

第26条　施工状況の確認、報告・通報の義務

第27条　知事による土地所有者への勧告・命令

※3,000㎡未満の埋立て等区域が隣・近接し、それらが一団の土地の区域として認められる場合は許可が必要です。

**第2章　土砂埋立て等の許可等**

第7条　土砂埋立て等の許可（附則第2～3項：経過措置）

第8～9条　許可に必要となる、土地所有者の同意

及び周辺地域の住民への周知（説明会）

第10～11条　申請方法及び許可基準

　　　　　　　　　　　　　（欠格要件、技術基準、資力基準等）

第12条　変更の許可、軽微な変更の届出

第13～21条・25条　許可を受けた者の義務

　　　　　（発生場所・汚染おそれなし確認、水質検査、報告等）

第22条　地位の承継

第23～24条　知事による命令、許可の取消し

**第5章　雑則　　　　　第6章　罰則**

第31～36条　報告徴収、立入検査、命令時の公表、警察本部長からの意見聴取、市町村条例との調整

第37～42条　最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（無許可埋立て等、命令違反）など

**第４章　土砂搬入禁止区域**

第28～30条　人の生命や財産等を害するおそれが認められる場合、知事は土砂

搬入禁止区域を指定。何人も当該区域への土砂搬入は禁止。

第27条　土地所有者への勧告・命令

**第2章**

第7条

許可を要しない

土砂埋立て等

（規則第3～5条）

### **（３）条例の概要（主な責務等）**

#### **①土砂埋立て等を行う方の責務等**

**(ⅰ)土砂埋め立て等を行う方の責務**（条例第4条関係）

□埋立て等を行う土地の区域の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。

□災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

**(ⅱ)3,000㎡以上の土砂の埋立て等を行う方の義務**

（ア）許可について（条例第7条関係）

□埋立て等を行う土地の区域の面積が3,000㎡以上の場合は、許可が必要です。

□ただし、他法令の許認可取得などにより許可が不要になる場合があります。

□3,000㎡未満の埋立て等であっても、隣接等している複数の埋立て等の区域をあわせ、一団の土地の区域で3,000㎡以上となる場合には、許可が必要です。

□許可期間は最大3年となっています。（一時堆積（ストックヤードなど）など、区域外への搬出を目的とした埋立て等は除きます。）

（イ）許可の申請について（条例第8～10条関係）

□申請手続き円滑に進めるために定めた「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱」等に従い、事前の相談及び事前の協議を十分にしてください。(図表1-2参照)

□許可申請前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。

□説明会の議事録（出席者の要望・意見、それらへの回答等について具体的に記載）の提出等が必要です。（条例第9条関係）

□許可の申請にあたっては、埋立て等の目的及び内容、面積、搬入計画、災害防止の措置等を記した許可申請書にあわせ、土地所有者の同意書（様式あり）や住民説明会の開催結果（様式あり）などの各種図書の提出が必要です。（条例第10条関係）



図表1-2　事前協議等の概要

（ウ）許可の基準等について（条例第11条関係）

□許可申請者やその役員等が欠格要件（本条例の命令・取消しを受け3年を経過していない者、申請前3年間に2回以上関係法令の規定に違反した者、暴力団員やその関係者、など）に該当しないこと

□許可申請者が埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと

□災害の発生を防止するため、基礎地盤及び盛土の安定、地下水及び表面水の適正処理、擁壁の設置、法面保護、沈砂池の設置等、形状及び構造上の基準に適合していること

□埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること　など

（エ）許可を受けた者の義務（条例第12条～22条関係）

□搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、その結果の府への報告（搬入前）

□搬入土砂の量等を記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の府への報告（半年毎）

□排水の定期的な水質検査（3ヶ月毎、府職員立会い）、その結果の府への報告

□氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置　　　　　　　　　など

（これらの義務を履行しない場合、埋立て等の停止命令などの対象となります。）

　　　□許可を受けた内容に変更が生じた場合は、その内容に応じて変更許可等の手続きが必要です。

#### **②土砂を発生させる方の責務等**

　土砂を発生させる方の責務等は、次のようなものです。（条例第5条、15条関係）

□土砂の発生を抑制し、発生土砂の有効利用の促進に努めるとともに、発生土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。

□土砂を発生させる者は、本条例の許可を受け埋立て等を行う者に対して、土砂の搬入前に、土砂発生元証明書を発行する必要があります。また、「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類を提示するなどの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には時間を要しますので、工事に着手する前に相当の余裕をもって作成するようにしてください。

#### **③土地所有者の方の責務等**

　土地所有者の方の責務等は、次のようなものです。（条例第6条、第26条～27条関係）

□所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

□条例第8条の同意を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月1回以上確認し、計画と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったとき、直ちに埋立て等の中止などを求め、府に報告する必要があります。これらの義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。（施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。）

#### **④命令・公表・罰則など**

**(ⅰ)命令・搬入禁止区域指定・公表など**（条例第23～24条、第28条～第33条関係）

□府はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して埋立て等に関する報告を求めます。また、埋立て等を行う者等に対して立入検査をします。

□府は災害を防止するため緊急の必要がある場合や許可条件違反があった場合などに、本条例の許可を受けた者等に対して、埋立て等の停止や必要な措置を命じたり、許可を取り消すことがあります。

□府は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地等を、土砂搬入禁止区域に指定することがあります。

□府は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名又は名称、命令内容等を公表することがあります。

**(ⅱ)罰則**（条例第37条～42条関係）

□無許可、命令違反など：２年以下の懲役又は100万円以下の罰金

□排水の基準適合のための措置命令違反など：１年以下の懲役又は100万円以下の罰金

□土地所有者に対する命令違反：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金　など

## **２．土砂埋立て等を行おうとする場合**

### **（１）土砂、土砂埋立て等、埋立て等区域とは**

条例で使用している用語等の定義について説明します。（条例第2条関係）

#### **①土砂とは**

　条例の対象となる「土砂」とは、次のようなものです。

□建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。岩石や化石などの自然物が混入又は付着されているものも含みます。

□有価物か無価物かは問いません。

□改良土も対象となります。

□産業廃棄物である汚泥、アスファルトやコンクリートの破片・塊は該当しません。

　（それら産業廃棄物は廃棄物処理法の規定により、土砂とは別に処理・処分してください。）

□土砂に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。

#### **②土砂埋立て等とは**

　条例の対象となる「土砂埋立て等」とは、次の「埋立て」、「盛土」その他の土地への土砂の堆積を行う行為です。将来の搬出を前提とする一時的な堆積も対象となります。

なお、「切土」のみ（発生土は場外に搬出）の場合は、該当しません。

□埋立て

・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。

・例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

□盛土

・周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、その形状の変更の予定がないもの。

・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

□一時堆積（いちじたいせき）

・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、将来の形状の変更（搬出）が予定されているもの。

・例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。



図表2-1　条例の対象となる「土砂埋立て等」

#### **③埋立て等区域とは**

　埋立て等区域とは、次のようなものです。

□事業用地の外から搬入した土砂を直接、埋立て及び盛土、堆積する土地の区域です。

□上記以外の進入路や調整池、展開検査等を行う場所や緩衝地帯等は原則含みません。ただ、進入路等自体も土砂の埋め立て等により造成する場合は「埋立て等区域」に該当します。

□また、許可に際しては「埋立て等区域」だけでなく、災害防止や生活環境保全のために必要な施設等の「埋立て等に供する施設」にも各種基準が適用されることにご留意ください。

### **（２）土砂埋立て等を行う場合**

#### **①土砂埋立て等を行う者の責務**

　次節(３)の許可の要不要に関わらず、土砂埋立て等を行おうとする方は、次の事項に留意する必要があります。（条例第4条関係）

□埋立て等区域の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。

□災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

#### **②大阪府による報告徴収及び立入検査**

　土砂埋立て等を行う者に対し、この条例の施行に必要な限度において、次節(３)の許可の要不要に関わらず、府から次のことを求める場合があります。これらの求めに対応しなかった場合、罰則が適用される場合があります。（条例第31～32条、第40条関係）

□府は、土砂埋立て等の施工の状況等について報告を求めることがあります。

□府は、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、土砂もしくは排水を無償で収去し、又は関係者に質問することがあります。

#### **③その他**

　土砂埋立て等の土地の改変については、この条例以外にも、都市計画法及び宅地造成等規制法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、大阪府砂防指定地管理条例をはじめ、各種法令及び、土砂埋立て等に関する市町村条例により規制が設けられています。土砂埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制の内容や手続きについて、関係機関に確実に確認するようにしてください。

### **（３）条例の許可を要する土砂埋立て等とは**

#### **①許可を要する土砂埋立て等**

　埋立て等区域の面積が3,000㎡以上の土砂の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ府の許可を受ける必要があります。（条例第7条関係）

□許可期間は最大3年となっています。ただし、当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われる埋立て等の場合（ストックヤードや仮置き場などの一時堆積の場合）は、許可の期間はありません。

□埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が3,000㎡以上であれば、許可は必要となります。（※１参照）

□次節(4)に該当する埋立て等の場合は許可は不要です。

※１　一団の土地の区域について

複数の埋立て等の区域（3,000㎡未満）が隣接等し、それら「一団の土地の区域」の面積が3,000㎡以上となる場合、許可が必要となります。

「一団の土地の区域」とは、次の(a)～(c)のいずれかに該当するものである場合に、個々の行為を一体の行為と捉えて、3,000㎡以上になると取り扱う区域です。

このため、たとえ、埋立て等を行う者が別の者であっても、「一団の土地の区域」に該当する場合があります。また、複数の行為を行おうとする場合などでは、個々の行為面積では許可対象とならなくても、「一団の土地の区域」として許可対象となる可能性がありますので、必ず府への事前相談を行ってください。

(a) 物理的一体性（土砂埋立て等を行う土地が隣・近接しているか）

・対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体性を有していること。

(b) 機能的・計画的・主体的一体性（埋立て等の行為が相互に関連しているか）

・二つ以上の土地の土砂の埋立て等が一連の計画（排水施設の共用など）のもとに、その時期、目的等について密接な関連を持っていること。

(c) 既行為地の施工状況及び施工時期の近接性

・既行為地が完全に施工済み（先に埋立て等が行われた土地が既に土地利用されているか等）でない場合や既行為との施工時期が近接している場合。

### **（４）条例の許可が不要な土砂埋立て等とは**

次の①～④に掲げる土砂の埋立て等は、条例の許可は不要です。（条例第7条、同規則第3～5条関係）

ただし、許可が不要であっても、土砂の埋立て等区域の面積が3,000㎡以上で、その土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、条例の目的を達成するため必要があると認められるときは、土砂の搬入禁止区域として指定される場合があります。（条例第28条関係）

#### **①埋立て等を行う者に関して許可不要の場合（条例第7条第3号・同規則第3条）**

□土砂の埋立て等を行う者（発注する場合も含む）が、図表2-2に掲げる団体等の場合、許可不要です。[条例第７条第３号・規則第３条]

図表2-2　許可を要しない団体等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国 | 地方公共団体 | 土地改良区 | 土地改良区連合 |
| 土地区画整理組合 | 地方住宅供給公社 | 市街地再開発組合 | 地方道路公社 |
| 日本下水道事業団 | 土地開発公社 | 住宅街区整備組合 |
| 独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項） | 国立大学法人（国立大学法人法第2条第1項） |
| 大学共同利用機関法人（国立大学法人法第2条第3項） | 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項） |
| 西日本高速道路株式会社 | 阪神高速道路株式会社 |
| 新関西国際空港株式会社 | 関西国際空港土地保有株式会社 |
| 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者（知事が公示した者） |

#### **②面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合（条例第7条第1号・第2号・同規則第5条第4号）**

□土砂埋立て等の面積が3,000㎡未満の場合は許可不要です。（ただし、当該埋立て等の区域を含む一団の土地の面積が3,000㎡以上の場合を除く。（(3)①参照））[条例第７条第１号]

□土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行う場合（外部から土砂の搬入がない場合）は許可不要です。[条例第７条第２号]

□土砂を発生させる者が、一旦工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等は、許可不要です。ただし、次に掲げる事項を記載した計画を、当該搬出の開始の日の三十日前までに知事に提出し、これに基づいて行われるものに限ります。[規則第５条第４号]

　イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　ロ　土砂搬出及び埋戻しの計画

　　なお、埋め戻しに際し、当該工事区域以外で発生した土砂が一部でも混入する場合には、許可対象外となりません。また、当該工事区域外に仮置きする行為についてまで本条例の許可の適用除外とするものではありませんので、区域外への仮置きは、行為規模により本条例許可の対象行為となります。

#### **③他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合（条例第7条第4号～第７号・第9号　同規則第4条・同規則第5条第11号・第12号）**

□図表2-3に掲げる法令等の処分を受けて土砂埋立て等を行う場合は、許可は不要です。

□ただし、当該法令等の処分を受けた区域に隣接して、さらに埋立て等を行う場合は巻末のお問い合わせ先に必ずご相談ください。

図表2-3　許可を要しない特定の法令の処分等による埋立て等

|  |
| --- |
| 採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等　[条例第７条第４号] |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[条例第７条第５号] |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第10項第1号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（S52政令第25号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第15条第1項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等　[規則第５条第11号] |
| 土壌汚染対策法第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等　　　　　　　　　　　　　　　　　[条例第７条第６号] |
| 土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第１項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等　　[規則第５条第12号] |
| 港湾法第37条第１項（第2号を除く。）の許可　　　　　　　　　　　　　　[規則第４条第１号] |
| 道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第91条第1項の許可[規則第４条第２号] |
| 土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可　　　　　　[規則第４条第３号] |
| 都市公園法第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第１項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可　　　　　　　　　　[規則第４条第４号] |
| 下水道法第16条（同法第25条の30及び第31条において準用する場合を含む。）の承認　※R.3.11.1　下線部を下水道法改正に伴う条ずれにより改正　 [規則第４条第５号] |
| 河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可　[規則第４条第６号] |
| 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可　　　　　　　　　　　　　　 　 [規則第４条第７号] |
| 都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可　[規則第４条第８号] |
| 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可　　　 　　　　[規則第４条第９号] |
| 鉄道事業法第8条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の認可　[規則第４条第10号] |

#### **④その他の許可不要の場合（条例第7条第8号・第9号　同規則第5条第1号～第3号・第５号～第10号・第13号～第15号）**

□図表2-4に掲げる土砂埋立て等は、許可は不要です。

図表2-4　その他許可を要しない土砂埋立て等

|  |
| --- |
| 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等　　　　　　　　[条例第７条第８号] |
| コンクリート、ガラスその他の製品（改良土は含みません。）を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等（主に製造のための原材料の保管を想定）　　（例）セメント原材料の建設発生土、ガラス原材料の珪砂、セラミック原材料の粘土など[規則第５条第１号] |
| 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（知事が公示して定めるものに限る）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[規則第５条第２号]【大阪府告示第870号（H27.6.16・R1.6.3一部改正）】１運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等２駐車場において道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等３現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つ目的として行う土砂埋立て等４宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第１号に規定する宅地をいう。）内の緑地の整備を目的として管理者が行う土砂埋立て等５道路（道路運送車両法第２条第６項に規定する道路をいう。）において、同法第２条第１項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等 |
| 運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等。ただし、次に掲げる事項を記載した計画を、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに知事に提出し、これに基づいて行われるものに限る。　　　　　　　　　　[規則第５条第３号]　イ　催しの名称、概要、主催者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間　ロ　土砂埋立て等の計画 |
| 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等[規則第５条第５号] |
| 建築物を撤去した際の跡地を埋め戻すことを目的とした土砂埋立て等　　　 　　　[規則第５条第６号] |
| 既存建築物の敷地において、建築物の新築等を目的として行う軽易な（高さ1メートル未満の）土砂埋立て等。ただし、次に掲げる事項を記載した計画を、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに知事に提出し、これに基づいて行われるものに限る。　　　　　　　　　[規則第５条第７号]イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間　ロ　土砂埋立て等の計画 |
| 建築基準法第６条第１項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等。ただし、建築面積を当該土地に適用される建蔽率で除した面積を超えないものであって、次に掲げる事項を記載した計画を、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに知事に提出し、これに基づいて行われるものに限る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　[規則第５条第８号]イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間　ロ　土砂埋立て等の計画 |

|  |
| --- |
| 道路運送車両法第２条第１項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う軽易な（高さ1メートル未満の）土砂埋立て等ただし、次に掲げる事項を記載した計画を、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに知事に提出し、これに基づいて行われるものに限る。　　　　　　　　　　　[規則第５条第９号]イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間　ロ　土砂埋立て等の計画 |
| 道路において、地下埋設管の新築等を目的として行う土砂埋立て等　　　　　　　[規則第５条第10号] |
| 都市計画法施行令第21条の規定に掲げる建築物のための開発行為として行う土砂埋立て等[規則第５条第13号] |
| 大阪府自然環境保全条例第33条の規定による緑化（同条例第34条第１項に規定する緑化計画書を届け出て行うものに限る。）又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出等をして行う緑化を目的として行う軽易な（高さ1メートル未満の）土砂埋立て等　　　　　　[規則第５条第14号] |
| 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等[規則第５条第15号] |
| 公有水面の埋立免許（公有水面埋立法第2条）を受けて行う土砂埋立て等 |

### **（５）許可の要不要のまとめ**

許可の要不要の判断の参考とするためのフロー（イメージ）は図表2-5となります。ただし、その適用が明確でない場合には、巻末のお問い合わせ先に必ずご相談ください。

図表2-2に掲げる国等が行う、又は発注する土砂埋立て等である

No

埋立て等区域の全域が

図表2-3に掲げる特定法令の処分による埋立て等である

Yes

Yes

No

Yes

No

Yes

No

Yes

No

埋立て等区域外から土砂を持ち込む

埋立て等区域の面積が（一団の土地の区域で）3,000㎡以上

図表2-4に掲げる土砂埋立て等に該当する

図表2-5　許可の要不要の判断フロー

【参考】提出書類について

○提出書類は、次の事項に留意して下さい。

・フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。

・添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。

・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。

## **３．土砂埋立て等の許可を申請する場合**

■ポイント

○条例に基づく土砂埋立て等の許可を受けようとする場合、条例の規定により申請が必要です。

○条例では、周辺住民への説明会をはじめとして、多くの規定が設けられていることから、申請手続きをより円滑に進めるため、申請者の方と府や関係機関等との間で、十分な事前の協議が不可欠と考えています。

○そのため、府では埋立て等区域の周辺住民との事前協議の時期、方法等について定めた「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱」（以下「事前協議要綱」という。）を定め、図表3-1のとおり運用・指導を行います。

○許可を要する土砂埋立て等を行おうとする場合は、許可までに相当の時間を要しますので、可能な限り早期にご相談ください。

○なお、埋立て等を行う前の埋立て等区域における土壌汚染や周辺住民の反対など、埋立て等に伴う事業リスクを十分に勘案して進めるようにしてください。

○また、渓流に盛土をする行為は、雨水が集中するなど、流水の作用により、多量の土砂が流出しやすい状態になるため、原則禁止としています。渓流の定義などを含め、詳しくは、技術基準7.3をご覧ください。

### **（１）事前協議**

■ポイント

○ここでは、事前協議要綱に基づいた事前協議の時期・方法について説明します。

○許可申請及び変更許可申請を行う場合には、以降の円滑な手続きのために、事前相談及び事前協議が必要となります。

○住民説明会については、条例第4条第1項の規定のとおり、周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならないことから、分かりやすく、丁寧に説明してください。

○ただし、事前協議を行ったから、あるいは事前協議を終了したからといって、許可がなされることが確約されたものではありません。

〇事前協議終了の通知から1年以上経過しても条例第7条の許可申請を行わない場合は、再度事前協議から開始していただくことになります。

#### **①　事前調査・事前相談**

**(ⅰ)事前調査**

（ア）条例の許可の対象かどうかの調査

□条例の許可の対象かどうかについては、前章（2.(3)～(5)）をよくご覧下さい。

□ただし、該当するかどうかが明らかでない場合、又は判断に迷う場合については、巻末のお問い合わせ先に必ずご相談ください。

（イ）土砂埋立て等を行おうとする区域に関する規制の調査

□土砂埋立て等や土地の改変については、この条例以外にも、森林法、農地法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例をはじめ、市町村の条例など様々な法令により規制が設けられています。

□土砂埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制について漏れなく関係機関に確認してください。

**(ⅱ)事前相談**

（ア）府への事前相談

□事前調査が終了した時点で、事前協議に関する相談して下さい。

□府からは事前協議の手順及び内容、許可申請、許可基準、許可取得後の義務等について説明します。

□欠格要件（条例第11条第1項第1号）に該当しないかどうか確認してください。該当する場合、許可はできません。

□また、土地所有者の責務について理解した上で、埋立て等を行おうとする区域の土地所有者に対して、規則様式第1号その1の裏面を提示するなどの方法で当該責務について説明し、内諾を得ておくことを薦めます。

□事前相談については、以降の円滑な手続き行うため、複数回にわたる相談が必要になる場合があります。



　　　　　　　　　※本図には示していませんが、他法令規制調査は市町村だけでなく、国や府等とも確実に行ってください。

図表3-1　事前協議の手順（フロー図）

#### **②事前協議書の作成・提出**

**(ⅰ)事前協議書**

（ア）事前協議書の作成

□府への事前相談が終了した場合、事前協議要綱に基づき「土砂埋立て等事前協議書」（事前協議様式第1号）の作成を始めてください。（変更許可の場合にあっては、「土砂埋立て等変更事前協議書」（事前協議様式第2号）

□本協議書には、図表3-2-1のとおり、行おうとする土砂埋立て等の目的、区域の位置および面積などの項目から、期間や埋立て等完了時の形状、搬入に関する計画などの将来に関する事項、さらには水質検査や災害防止のための措置まで記載する必要があります。そのため、綿密な計画をたててから記載するようにしてください。

□また、事前協議書の提出の際には、図表3-2-2のとおり、埋立て等区域の位置図、平面図及び断面図（現況・計画）、土砂の量の計算書、資金調達計画書等の添付が必要となります。そのため、埋立て等に必要な工事の見積もり等の徴集など、周到な準備をしてください。

□なお、一時堆積（ストックヤード等）の場合を除き、埋立て等の期間が3年を超える場合には、3年間の計画と最終の計画の両方を記載、添付してください。

□事前協議書の提出の際には、行おうとする土砂埋立て等に関する他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。これは、本条例の許可後に遅滞なく事業が進められるかどうかの実現性を確認するためです。

（イ）事前協議書の提出

□事前協議書の作成が終了した場合、図表3-2-1及び3-2-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認してください。必要な書類や記載が不足しているなど、形式的要件が整っていない場合、受理できない場合があります。

□提出の際は、次の事項に留意して、正本1部、副本2部を巻末のお問い合わせ先に提出してください。副本の1部は受付後に事業計画者にお返しします。

・フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。

・添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。

・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。

□その後、提出された事前協議書の内容について、許可基準への適合や住民説明会への対応等に関する協議等を行うこととなります。

□なお、事前協議書については、関係機関や市町村等と情報共有することがあります。また、府が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

図表3-2-1　土砂埋立て等事前協議書（事前協議様式第1号）の記載事項（その１）

|  |
| --- |
| 記　載　事　項 |
| ○氏名、住所［条例第10条第1項第1号］・申請者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載 |
| ○土砂埋立て等の目的［条例第10条第1項第2号］・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（　）内に記載・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」※規則第12条第2号に該当するかどうかを判断する上で必要な場合には、跡地の利用方法を確認する。 |
| ○埋立て等区域の位置［条例第10条第1項第3号］・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）。・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意） |
| ○埋立て等区域の面積［条例第10条第1項第3号］・求積図等から算定した面積を記載。㎡単位で小数点以下は切り捨て。 |
| ○管理事務所の所在地［条例第10条第1項第4号］・管理事務所の所在地番と連絡が取れる電話番号を記載・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内）・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。（周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示） |
| ○管理責任者の氏名及び職名［条例第10条第1項第4号］・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要・申請者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。 |
| ○土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画［条例第10条第1項第5号］・土砂の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。・可能なものは、施設の位置、構造等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。 |
| ○土砂埋立て等に使用する土砂の量［条例第10条第1項第6号］・土砂の搬入予定量を記載（㎥単位で小数点以下切り捨て）・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載（ストックヤード除く）・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。 |

図表3-2-1　土砂埋立て等事前協議書（事前協議様式第1号）の記載事項（その２）

|  |
| --- |
| 記　載　事　項 |
| ○土砂埋立て等の期間［条例第10条第1項第7号］・許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。・一時堆積である場合にあっては、記載不要・３年を超えないようにすること。（ストックヤード除く） |
| ○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状［条例第10条第1項第8号］・完了時の計画平面図や計画断面図を添付していることを記載・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の平面図や断面図を添付・一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積形状 |
| ○土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画［条例第10条第1項第9号］・規則様式第３号付表１及び搬入経路図を添付していることを記載すること。・付表1には、以下の事項を記載・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。・１日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」（㎥単位で小数点以下切り捨て）で記載。搬入するダンプの台数を併せて記載すること。・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載・搬入土砂の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」））を記載・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、付表1の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。 |
| ○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置［条例第10条第1項第10号］・水質検査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載すること。・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した 1/1,000 以上の平面図、構造図を「別添　図面○○」として記載すること。・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。 |
| ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置［条例第10条第1項第11号］・講ずる措置（調整池、沈砂池、擁壁）について記載・技術基準各項目についての適合説明一覧表を添付・技術基準各項目の詳細検討内容、計算結果、図面等を添付 |
| ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置［条例第10条第1項第11号］・粉じん飛散防止措置、土砂及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載（生活環境保全計画）・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付 |

【注意】 ○添付書類を参照する場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載

 　すること。（例「添付書類○―○の・・・・部を参照」）

 ○全体計画（3年以上）の一部計画（3年分）の申請の場合は、全体計画についても記載すること。

図表3-2-2　土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その１）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| **１．申請者関係証明書類** |
| （１）誓約書○申請者が条例第11条第１項第1号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（手引き様式第2号）［規則第8条第3項第5号］・様式の第1面と第2面を両面印刷とすること。（割印でも可） |
| **２．土地の登記事項証明書等** |
| （１）土地登記事項証明書○埋立て等区域及び施設設置区域（＊）の土地登記事項証明書［規則第8条第3項第11号］・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。＊土砂埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域、以下同じ。 |
| （２）土地調書（土地が複数に及ぶ場合は必須）　〇埋立て等区域及び施設設置区域の土地調書　・作成年月日、作成者名を記載・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。・必要に応じ隣接地の土地調書を提出※土地調書を添付した場合は、（１）土地登記事項証明書の省略可 |
| （３）公図の写し○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し［規則第8条第3項第11号］・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 |
| （４）連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ）○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図）・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。・作成年月日、作成者名を記載・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 |
| **３．広域位置図** |
| （１）広域位置図○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図［規則第8条第3項第6号］・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの（色分してください。）・縮尺は1/25,000～1/10,000程度。方位及び縮尺を記載すること。 |
| **４．周辺状況図** |
| （１）周辺状況図○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面［条例第10条第3項］・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図）・方位及び縮尺を記載すること。・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載・管理事務所を土砂埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること。（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内）・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能 |

図表3-2-2　土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その２）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| **５．現況図面等** |
| （１）現況平面図○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図［規則第8条第3項第7号］・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（公共用地の管理者等との協議により境界確定が必要となった場合等には、確定時に追完）・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示） |
| （２）現況断面図○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図［規則第8条第3項第7号］・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。 |
| **６．計画図面等** |
| （１）計画平面図○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図［規則第8条第3項第9号］・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（公共用地の管理者等との協議により境界確定が必要となった場合等には、確定時に追完） |
| （２）計画断面図○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図［規則第8条第3項第9号］・縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。　・ |
| （３）施設設置計画図○土砂の埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）の設置に関する計画図［規則第8条第3項第23号］・周辺状況図、計画平面図等に記載する場合は、それらの図面で代えることができる。・搬入路（公道からの進入路）、土砂の展開場所、管理事務所等の施設を明示する図面（1/5,000～1/1,000以上） |
| **７．求積図・土量計算書等** |
| （１）求積図○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図）［規則第8条第3項第8号］・面積は小数点以下第１位（小数点以下第２位を切り捨て）まで表示すること。・測量図は現況平面図に代えることができる。 |
| （２）土量計算書○土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書［規則第8条第3項第12号］・横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂の搬入予定量を積算した計算書・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「締固めた土量」を、土量換算係数（土量変化率）を用いて地山土量、「ほぐした土量」を算出・「締め固めた量」「ほぐした量」、の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。　（一般に公開しているものとして、大阪府都市整備部建設工事積算基準他）・ストックヤードの場合は、「ほぐした量」のみで可能な場合あり。 |

○現行断面図が計画断面図に記載されている場合は省略可能。

○断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能。

図表3-2-2　土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その３）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| **８．搬入計画等** |
| （１）搬入計画○申請書（規則様式第3号）付表１ |
| （２）搬入経路図［規則様式第3号脚注2］○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、（１）に当該ルート番号を記載することで代えることができる。 |
| **９．災害防止措置関係書類** |
| （１）技術基準適合一覧［規則第8条第3項第23号］○災害の発生のおそれがないものとして定められた技術基準（規則別表第一又は第二）への適合状況を一覧にしたもの・別表第一又は別表第二の技術的基準毎に、計画する具体的な内容を一覧表形式にして示すこと。 |
| （２）地盤調査書○埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面［規則第8条第3項第14号］・地盤調査の結果を記載した書面とは、技術基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、オランダ式２重管試験等の方法により実施される地盤調査結果である。・地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面とは、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果等である。・地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置を講じることを示した書面、図面を添付すること。（この場合、安定計算を要する場合と同様に安定に対する照査を行うこと）・規則第12条各項に該当する場合は原則不要 |
| （３）安定計算書○安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面［規則第8条第3項第15号］・土砂埋立て等の高さ10m以上は必須。10m未満であっても、搬入土砂の区分によっては提出が必要な場合がある。（詳細は技術基準参照）・規則第12条各項に該当する場合は原則不要 |
| （４）擁壁構造図・計算書○擁壁の断面図及び背面図並びに概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書［規則第8条第3項第16号］・擁壁の設置が必要な場合のみ。（詳細は技術基準参照）・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。 |
| （５）流域図○埋立て等区域及び施設設置区域の流域図［規則第8条第3項第10号］・1/5,000 の地形図を標準とする。・（７）～（９）の流量・断面・容量等の計算根拠が説明可能なものとする。 |
| （６）排水計画図○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図［規則第8条第3項第9号］・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。・地下排水計画図も添付すること。・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。 |

図表3-2-2　土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その４）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| （７）排水施設構造図・計算書○排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面［規則第8条第3項第17号］・技術基準に適合した断面を有するもので、土圧等に十分耐えうる構造であることを証する書面、構造図を添付するものとする。 |
| （８）沈砂池構造図・計算書○沈砂池の構造図及び容量を算定した書面［規則第8条第3項第18号］・容量算定にあたっては、技術基準に基づき埋立て等区域の面積に応じて算出すること。（土砂埋立て等の期間中の仮設沈砂池も同様）・構造図についても、末端部に設置する沈砂池、施工に伴い移動させる仮設沈砂池を問わず、添付すること。・土砂埋立て等期間中に沈砂池に堆積した土砂を重機等で浚渫できる場合にあっては、4ヶ月に1回浚渫する計画と同等の容量まで低減できるものとする。 |
| （９）調整池構造図・計算書○調節池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面［規則第8条第3項第19号］・技術基準記載の洪水調整計画を添付する。・排水能力の変更地点、狭窄地点の断面形状（寸法含む）がわかる写真 |
| （10）災害防止関係図書○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面［規則第8条第3項第21号］・既に添付した災害防止関係図書以外に添付する必要のある、軟弱地盤の場合の対策工、段切り工、法面保護工、高さ1m程度の板柵工等必要な措置を講じたものを作成すること。・平面図は1/1000以上を標準とし、構造図はその構造がわかる図面とする。方位及び縮尺を記載すること。 |
| （11）施工計画書○土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面（手引き様式第7号）［規則第8条第3項第20号］など・次の１～７を記載した書面１ 計画工程表（工事の順序）［規則第8条第3項第20号］２ 使用機械（低騒音型、低公害型であるならばその旨を記載）３ 施工方法４ 品質管理計画５ 緊急時の体制６ 管理責任者の権限、勤務形態　・申請者又は申請法人の社員でない場合は、委託関係等が確認できる書類［規則第8条第3項第23号］７　その他 |
| **10．生活環境保全措置関係書類** |
| （１）水質検査施設図○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図［規則第8条第3項第13号］・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000 以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。・1/500 程度の平面図及び1/50 程度の断面図に排水溝、集水桝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。 |

図表3-2-2　土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その５）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| （２）生活環境保全計画○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面（手引き様式第8号）［規則第8条第3項第23号］１　粉じん飛散防止対策　・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載　・粉じん測定結果等がある場合は添付２　土砂及び雨水等の流出防止対策　・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載（他の書面に記載している場合は、その旨を記載）３　騒音及び振動対策　・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載　・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載　・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し　・騒音・振動測定結果等がある場合は添付４　その他５　上記対策措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。） |
| **11．資力関係書類** |
| （１）資金調達計画書○土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第4号）［規則第8条第3項第22号］○工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類［規則第8条第3項第23号］○自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能 |
| **12．その他** |
| （１）参考図書○前各号に掲げるもののほか、参考となる図書［規則第8条第3項第23号］・申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書若しくは申請書鑑の写し又は協議録・現況写真及び撮影位置図・住民説明会に関する市町村との協議記録・委任状（手引き様式第3号） |

○資金調達計画書の添付書類について、自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなどを省略することも可能

#### **③周辺地域の住民への説明会に関する関係市町村の意見の確認**

**(ⅰ)住民説明会に関する関係市町村の意見の確認**

（ア）関係市町村の意見の確認

□説明会までに十分な期間をもって、関係市町村に対して、行おうとする土砂埋め立て等の概要及び災害の防止又は生活環境の保全上講じる措置について具体的（事前協議書の内容）に説明してください。

□その上で、説明会を開催する範囲や周知の方法（規則第7条第2項を参考にしてください）、周知期間などについて、関係市町村の意見を確認して下さい。確認結果は後日、府に報告していただくことなりますので、議事録等（日時、場所、相手方、対応者、発言内容など）を作成するようにしてください。

□住民説明会を開催すべき範囲は、埋立て等区域の隣接地及び同区域の属する自治会に係る区域のほか、次の区域となります。

・土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置（施設）に関係する区域

・周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置（施設）に関係する区域

（イ）関係市町村とは

□関係市町村とは次の(a)～(d)に掲げる全ての市町村です。複数の市町村がある場合は、その全ての市町村の意見の確認が必要です。

(a)土砂埋立て等の区域が所在する市町村

(b)土砂埋立て等の区域に隣接している市町村

(c)土砂埋立て等の区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置（施設）が所在する市町村、又は当該施設に隣接している市町村

(d)土砂埋立て等の区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置（施設）が所在する市町村、又は当該施設に隣接している市町村

（例：擁壁や調整池を(a)とは異なる市町村に設置する場合）

#### **④説明会の説明内容等通知書の提出**

**(ⅰ)説明会の説明内容等通知書の提出**

□説明会開催範囲や周知方法、周知期間などについて、関係市町村の意見確認が終了した後に、図表3-3-1に掲げる内容を記載した「説明会の説明内容等通知書」（事前協議様式第3号）と図表3-3-2に掲げる添付書類を提出してください。

□これらの書類の作成にあたっては、図表3-5を参照し、説明会において説明すべきことを説明できるように作成してください。

□その後、提出された「説明会の説明内容等通知書」の内容について、府との協議等を踏まえて、必要な補正等を行ってください。

□説明する内容が、図表3-5に合致していることを確認できた段階で、府が確認したことを書面で通知します。

図表3-3-1　説明会の説明内容等通知書（事前協議様式第3号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |
| 説明を予定している内容 |
| 周辺地域や周知方法（日時、場所、対応者、説明概要等含む） |

図表3-3-2　説明会の説明内容等通知書（事前協議様式第3号）の添付書類

|  |
| --- |
| 説明に使用する予定の資料 |
| 周辺地域や周知方法に係る市町村との調整の記録（メモ）等 |

#### **⑤周辺地域の住民への説明会の開催**

**(ⅰ)住民説明会の開催前**

（ア）説明会開催日時、場所の調整

□前項④で府が確認した旨の書面通知を受け取った後、説明会を開催する範囲の自治会等の代表者と、説明会の開催日時、場所、周知方法、周知期間等について調整してください。

□説明会の開催場所については、説明会の趣旨が「周辺住民の理解を得る。」ことですので、例えば、公民館や自治会館、市町村関係施設等のように、住民の方が参加や質問をしやすい環境で行うようにしてください。

□事業計画者が関与する施設での説明会の開催は、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える可能性があるため好ましいとは言えない場合があります。

□公共施設などで説明会を実施するのに併せて、埋立て等区域で視察等も行うことは、説明会の趣旨をより反映したものであることから、望ましいものと考えます。

　　なお、次の(a)～(f)の事項を勘案し、説明会の趣旨に反していないと認められる場合は、土砂埋立て等区域又は土砂埋立て等区域を見渡せる屋外の適当な場所で説明会を開催することもやむを得ないものと考えます。

(a) 説明会の対象となる自治会等の代表者が反対しないこと。

(b) 既に許可を得て行われている土砂埋立て等の変更に該当するなど、埋立て等区域等において説明会を開催した方が、より具体的に事業計画（進捗状況、最終の形状、盛土高さ、排水計画、災害防止措置等）を説明できる場合であること。

(c) 全参加者が説明及び質疑応答を十分に確認できる状態であること（拡声器の使用など）。また、それらを明瞭に録音できること。

(d) 過去に埋立て等区域やその周辺区域において、計画している土砂埋立て等に関連する開発計画に関して、説明会や視察の開催実績があること。

(e) 擁壁や囲い等による閉鎖感がなく、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える蓋然性が低いこと。

(f) 雨天等の悪天候時のため、室内の説明会開催場所を確保できること。

□説明会終了後、説明会の結果について府に報告する際、議事録以外に、説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表（自治会長等）の署名が必要となります。これは、事業計画者と説明会参加者との間に、説明会で行われたやり取りについて認識のずれが生じることを防ぐためのものです。どちらを採用するかについて、自治会等の代表者と事前に調整しておくことを薦めます。

（イ）説明会開催予定の府への報告

□説明会の開催日時、場所等が決定しましたら、図表3-4-1に掲げる事項を記載した「説明会の開催予定通知書」（事前協議様式第4号）を作成し、図表3-4-2の書類を添付して、巻末のお問い合わせ先に速やかに提出してください。

図表3-4-1　説明会の開催予定通知書（事前協議様式第４号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |
| 説明会の開催の日時 |
| 説明会の開催の場所 |
| 周辺地域や周知方法（日時、場所、対応者、説明概要等含む） |

図表3-4-2　説明会の開催予定通知書（事前協議様式第４号）の添付書類

|  |
| --- |
| 周辺地域や周知方法についての自治会との調整概要メモなど |

（ウ）説明会の周知

□前項④で確認した周知方法及び周知期間等により、説明会について周辺地域の住民に周知をしてください。

□説明会の周知については、説明会開催案内を説明会の対象となる自治会等の掲示板で掲示する方法や自治会等の回覧板等で回覧する方法、説明会開催案内の各戸配布や五大紙の折込チラシとしての配布などの方法が考えられますが、いずれの場合でも次に掲げる事項は当該開催案内に記載しておくようにしてください。

(a) 説明会は、条例第9条第1項に基づく説明会であること

(b) 説明会の日時、場所（住所、施設名称、部屋番号など）

(c) 埋立て等計画の概要

・埋立て等区域の位置及び面積

・事業計画者

・埋立て等に使用する土砂の量

・埋立て等の期間

・管理事務所の所在地及び管理責任者の氏名

(d) 府に提出することが義務づけられている議事録作成のため説明会の様子を録音すること（録画を行う場合は、その旨も案内しておいてください。）

(e) 説明会開催案内に関する問合わせ先（担当者名、電話番号、対応時間など）

□周知期間は、説明会まで２週間以上をとるようにしてください。

ただし、自治会の規模その他の実情により、周知期間を短縮しても住民への周知等について支障がないと認められる場合には、周知期間を短縮することも可能です。あらかじめ、ご相談ください。

**(ⅱ)住民説明会の開催**（条例第9条関係）

（ア）説明すべき内容

□図表3-5に掲げる事項について説明してください。後日、府に提出される議事録等を確認したうえで、これらの内容が分かりやすく説明できていないと判断できる場合には、再度の説明会実施を求める場合があることに注意してください。

□図や写真を用いるなど参加者に分かり易い説明を心がけてください。

□説明内容について、府等との協議結果を反映してください。

□申請内容が全体計画の一部である場合は、全体計画についても説明してください。

（イ）説明会において定めておくこと

□埋立て等に着手後、説明会において説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更（説明会での未決定事項や変更届が必要なものを含む）が生じた場合の扱い等に関し、説明会において定めておいてください。（ただし、変更許可が必要なものについては改めて住民説明会を開催する必要があります。）

（ウ）その他

　□説明会の開催結果は府への報告が必要ですので、議事録を取るようにしてください。

□議事録以外に、説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表（自治会長等）の署名が必要です。前者を採用される場合は、説明会の冒頭に説明会の内容を録音する旨について説明してください。

□また、録音される場合は、複数の録音装置を設置し、説明者による説明内容だけでなく、説明会参加者の意見・質問についても明瞭に録音できるよう工夫してください。

図表3-5　説明会で説明すべき事項（その１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 説明すべき事項 | 府が確認する事項 |
| １ | ○氏名、住所［条例第10条第1項第1号］･申請者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地。 | ■口頭□氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を明瞭に説明していること。■書面□氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地）が分かりやすく記載していること。 |
| ２ | ○土砂埋立て等の目的［同第2号］・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（　）内に記載・ | ■口頭□埋立て等の目的を明瞭に説明していること。□ストックヤード等一時堆積を目的としている場合は、その旨を明瞭に説明していること。□跡地利用が固まっている場合は、その利用方法について明瞭に説明していること。■書面□埋立て等の目的を明瞭に説明していること。□ストックヤード等一時堆積を目的としている場合は、その旨を明瞭に説明していること。□跡地利用方法が固まっている場合は、それについて明確に記載していること＜記載例＞・「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」・「残土処分」・「ストックヤードのための一時堆積」 |

図表3-5　説明会で説明すべき事項（その2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 説明すべき事項 | 府が確認する事項 |
| ３ | ○埋立て等区域の位置［同第3号］・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載させる（別紙での記載でも可）。 | ■口頭□全ての埋立て等区域の地番、又は代表地番と他地番の筆数を明瞭に説明していること。□参照すべき書面及び位置を明瞭に示していること。■書面□次の全てを満たす図面であること。・1/25,000～1/5,000の図面であること。・埋立て等区域が明記されていること。・説明会参加者が確認できる交差点又は施設等が記載されていること。 |
| ４ | ○埋立て等区域の面積［同第3号］・求積図等から算定した面積を記載・㎡単位で小数点以下は切り捨て | ■口頭□埋立て等区域の面積を明瞭に説明していること。■書面□面積を明確に記載していること。 |
| ５ | ○管理事務所の所在地［同第4号］・管理事務所と連絡が取れる電話番号を記載。・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示。 | ■口頭□参照すべき書面及び管理事務所を明瞭に示していること。■書面□管理事務所の所在地（住所）を明確に記載していること。□次の全てを満たす図面であること。・1/5,000～1/1,000の図面であること。・管理事務所の位置、及び説明会参加者が確認できる交差点又は施設等が明確に記載されていること。 |
| ６ | ○管理責任者の氏名及び職名［同第4号］・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載 | ■口頭□管理責任者の氏名及び職名を明瞭に説明していること。（管理責任者が、申請者と異なる法人に属する場合は、当該法人の名称も説明が必要。）■書面□管理責任者の氏名及び職名を明瞭に説明していること。（管理責任者が、申請者と異なる法人に属する場合は、当該法人の名称も記載が必要。） |
| ７ | ○土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画［同第5号］・施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）の有無について記載 | ■口頭□参照すべき書面及び施設を明瞭に示していること。□沈砂池、展開場などの位置が施工の進行に伴って移動し、図面等に記載できない場合は、その旨を説明していること。■書面□次の全てを満たす図面であること。・1/5,000以上の図面であること。・施設の位置が明確に記載されていること。 |
| ８ | ○土砂埋立て等に使用する土砂の量［同第6号］・土砂の搬入予定量を記載（㎥単位で小数点以下切り捨て）・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載（ストックヤード除く）・一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量。 | ■口頭□搬入予定量（ほぐした量）を明瞭に説明していること。■書面□搬入予定量（ほぐした量）を明確に記載していること。 |

図表3-5　説明会で説明すべき事項（その３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 説明すべき事項 | 府が確認する事項 |
| ９ | ○土砂埋立て等の期間［同第7号］・許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。･一時堆積である場合にあっては、記載不要 | ■口頭□埋立て等期間を明瞭に説明していること。■書面□埋立て等期間を明確に記載していること。 |
| 10 | ○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状［同第8号］・完了時の計画平面図や計画断面図を添付していることを記載。・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の平面図や断面図を添付。･一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積形状。 | ■口頭□参照すべき書面及び形状を明瞭に示していること。■書面□次の全てを満たす図面であること。（計画平面図）・1/1,000程度の図面であること。□次の全てを満たす図面であること。（計画断面図）・1/1,000程度の図面であるこｔ。・形状（勾配、小段の位置など）が分かるピッチで作成されたものであること。・現況断面も記載していること。□次の全てを満たす図面であること。（現況平面図）・1/1,000程度の図面であること。・ただし、計画平面図に記載されている場合は不要。 |
| 11 | ○土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画［同第9号］･発生元事業者名、発生場所、１日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を記載 | ■口頭□参照すべき書面を明瞭に示していること。□次の事項を明確に説明していること。・発生元事業者名　　　・発生場所・１日当たり最大の搬入予定量　　　・搬入期間・搬入曜日及び時間　　　・搬入土砂の区分□上記事項について未定のものがある場合は、その旨を明確に説明していること。■書面□次の事項を明確に記載していること。（規則様式第3号付表１）・発生元事業者名　　　・発生場所・１日当たり最大の搬入予定量　　　・搬入期間・搬入曜日及び時間　　　・搬入土砂の区分□上記事項について未定のものがある場合は、その旨を明瞭に記載していること。□次の全てを満たす図面であること。・1/25,000～1/5,000の図面であること。・搬入経路が明記されていること。 |
| 12 | ○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置［同第10号］ | ■口頭□参照すべき書面を明瞭に示していること。□排水経路及び採水場所を明瞭に示していること。■書面□次の全てを満たす図面であること。・1/1,000程度の図面であること。・排水経路及び採水場所が明記されていること。 |

図表3-5　説明会で説明すべき事項（その４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 説明すべき事項 | 府が確認する事項 |
| 13 | ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置［同第11号］・講ずる措置　排水路図（調整池、沈砂池、擁壁等は土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画に記載、計画平面図、計画断面図は最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状に記載）について記載。 | ■口頭□参照すべき書面を明瞭に示していること。□排水計画（表面排水）図を明瞭に示していること。□技術上の基準に適合していること。■書面□次の全てを満たす図面であること。・1/1,000程度の図面であること。・排水路が明記されていること。□技術上の基準に適合していることを示す一覧表があること。 |
| 14 | ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置［同第11号］・粉じん飛散防止措置、土砂及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付 | ■口頭□参照すべき書面を明瞭に示していること。□次の事項を明確に説明していること。・粉じん飛散防止措置・土砂及び雨水等流出防止措置・騒音及び振動防止措置・その他の措置□上記事項について措置を行う必要がない場合は、その旨と理由を明確に説明していること。■書面□次の事項を明確に記載していること。・粉じん飛散防止措置・土砂及び雨水等流出防止措置・騒音及び振動防止措置・その他の措置□上記事項について措置を行う必要がない場合であって、その旨と理由を明確に説明している場合は、記載は不要とする。 |
| 15 | ○改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い［要綱第4条第5項］ | ■口頭□参照すべき書面を明瞭に示していること。□次の事項を明確に説明していること。・周知する必要がある変更・変更が生じた場合の扱い■書面□次の事項を明確に記載していること。・周知する必要がある変更・変更が生じた場合の扱い■協議事項□変更が生じた場合の扱いについて、協議したうえで、理解を得られていること。 |

**(ⅲ)住民説明会の開催後**

（ア）議事録等の作成

□説明会終了後、直ちに議事録を作成してください。

□議事録は、説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載してください。

□議事録以外に、説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表（自治会長等）の署名が必要です。後者を採用される場合は、作成した議事録について、説明会参加者の代表に確認と署名を求めてください。その際、説明会参加者の代表から議事録の修正の提案があった場合には、十分に協議をし、必要な修正を行ってください。

（イ）説明会開催結果の府への報告

□説明会終了後、速やかに図表3-6-1に掲げる事項を記載した「説明会開催結果報告書」（規則様式第2号）を説明会ごとに作成し、巻末のお問い合わせ先に提出してください。

□提出に当たっては、説明会に使用した資料及び議事録、説明会の内容を録音した記録媒体を添付してください。なお、録音記録媒体は、議事録への説明会参加者の代表（自治会長等）の署名で代えることができます。

（ウ）結果報告後の協議・計画変更

□議事録等から、図表3-5に掲げる事項について、分かりやすく説明できていないと判断できる場合には、再度の説明会実施を求める場合があります。

□説明会の結果を受け、事業計画者が行おうとする埋立て等の内容を変更する場合には、府と協議してください。

□また、府から事業計画者に対して、埋立て等の内容の変更について協議等をする場合があります。

### ⑥**事前協議終了の通知**

□事業計画者から提出のあった事前協議書及び添付図書により、事業計画の枢要部分に顕著な問題がないことが確認でき、かつ説明会の開催結果等報告書により、条例第9条の趣旨が満たされていると判断した場合には、府から事前協議終了の通知を行います。

□事前協議終了の通知を受け取った後、許可申請の手続きを進めるようにしてください。

□なお、事前協議終了の通知から1年を経過しても、許可申請がなされなかった場合には、再度、事前協議を行う必要がありますので、ご留意ください。

図表3-6-1　説明会の開催結果等報告書（規則様式第2号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |
| 埋立て等区域の位置 |
| 説明会の開催日時 |
| 説明会の開催場所 |
| 説明会開催についての周辺地域と周知方法 |
| 説明者の氏名（法人にあっては、氏名及び役職名） |
| 住民の出席者数 |
| 説明会の概要 |
| その他、特筆すべき事項 |

図表3-6-2　説明会の開催結果等報告書（規則様式第2号）の添付書類

|  |
| --- |
| 説明に使用した資料 |
| 説明会の内容を具体的に記載した議事録 |
| 説明会の内容を記録した録音媒体（議事録に、説明会参加者の代表の署名ある場合は不要） |

### **（２）土地所有者への説明・同意**

■ポイント

○この条例による許可申請（変更許可含む）又は許可に関する地位の承継を受けようとする者は、当該埋立て等区域の土地所有者に対して、行おうとする埋立て等や承継内容、土地所有者の義務等について、説明し同意を得なければなりません。（条例第8条関係）

・土砂埋立て等の許可申請（条例第7条）をしようとする場合　⇒　①へ

・土砂埋立て等の変更許可申請（条例第12条第1項）をしようとする場合　⇒　4.(1)へ

・土砂埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請（条例第22条第1項）を

しようとする場合　⇒　4.(4)へ

○なお、土地所有者への説明事項（許可の申請内容）が確定してから最終的な同意を得る必要がありますが、府への事前相談の段階でも埋立て等の計画概要と土地所有者の責務について十分に説明しておくようにしてください。

#### **①土砂埋立て等の許可申請（条例第7条）の場合**

□事業計画者は図表3-7に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。

□図や写真（図表3-2-2に掲げる書類等）を用いるなど分かり易い説明を心がけてください。

□土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書」（規則様式第1号その１）を使用する必要があります。

□その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。

□条例第8条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内の土地所有者です。しかし、許可後遅滞なく埋立て等が行われるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、同意を得るようにしてください。この場合、それらの土地所有者の同意については、手引き様式第1号を使用してください。

図表3-7　土砂埋立て等の許可申請における土地所有者への説明事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |
| 土砂埋立て等の目的・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「農地の造成」等を記載。・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを説明すること。・跡地利用方法（住宅地、農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、それも説明すること。 |
| 埋立て等区域の位置及び面積・埋立て等区域の地番を全て示す、又は代表地番及びほか○○筆と記載した一覧を示すこと。・事前協議書の添付書類の「測量図および求積図」から算定した面積を示すこと。（平方メートル単位で小数点以下は切り捨て） |
| 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名・管理事務所を埋立て等区域外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図にて示すこと。なお、管理事務所は埋立て等区域から30分程度以内に位置すること。・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を説明すること。 |
| 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画・土砂等の搬入路、管理事務所等の施設を明示する図面（1/1,000以上）で示すこと。 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量（「ほぐした量」を説明すること。）（※1）・土砂の搬入予定量を説明すること。（㎥　単位で小数点以下は切り捨て）・一時堆積の場合は、搬出予定量も説明すること・事前協議書添付図書「土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書」で計算した量を説明。 |
| 土砂埋立て等の期間（※1） |
| 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※1）・完了時の計画平面図や計画縦横断面図で示すこと。・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図を示すこと。 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画・規則様式第3号付表１に必要事項を記載して説明すること。・搬入経路図を説明すること。 |
| 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、採取位置等を明示した1/1,000以上の地形図で示すこと。 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図で示すこと。・土砂の流出を防ぐために講ずる措置（柵や沈砂池の設置等）についても説明すること。 |
| 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量（※2） |
| 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※2） |

（※１）一時堆積（ストックヤードなど）の場合は説明不要です。

（※２）一時堆積でない場合は説明不要です。

### **（３）許可の申請**

■ポイント

○ここでは、許可申請に必要な書類について説明します。（条例第10条関係）

○円滑な審査を行うため、(1)事前協議の内容を反映し、分かりやすい書面を作成してください。

○申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから3か月程度で許可・不許可について通知します。（標準処理期間：3ヶ月）

○なお、許可を受けずに許可を要する埋立て等を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

#### **①許可申請書の作成・提出**

**(ⅰ)許可申請書の作成**

□事前協議終了後、図表3-8-1に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等許可申請書」（規則様式第3号）の作成を始めてください。

□本申請書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けてください。

□許可申請書の提出の際には、図表3-8-2に掲げる書類の添付が必要となります。

□なお、一時堆積（ストックヤード等）の場合を除き、埋立て等の期間が3年を超える場合には、3年間の計画と最終の計画の両方を記載、添付してください。

□事前協議中に準備は進められますが、申請書に記載する項目や添付する書類の内容が確定する事前協議の終了を待ってから、作成してください。

□（事前協議の段階で）他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をしてください。

**(ⅱ)許可申請書の提出**

□許可申請書の作成が終了した場合、図表3-8-1及び3-8-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。

□提出に当たっては、次のとおり、正本1部、副本2部を巻末のお問い合わせ先に提出して下さい。副本の1部は、許可・不許可通知と一緒に申請者にお返しします。

・フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。

・添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。

・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。

・A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じてください。

・1つの図面に2以上の内容を記載する場合、その内容を示す表題を全て記載してください。

・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

・設計事務所等が申請を代理する場合、申請者からの委任状（手引き様式第3号）を添付してください。

□後日、提出された申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。

□なお、申請書の内容について、関係機関や市町村等と情報共有することがあります。また、府が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表3-8-1　土砂埋立て等許可申請書（規則様式第3号）の記載事項（その１）

|  |
| --- |
| 記　載　事　項 |
| ○氏名、住所及び生年月日［条例第10条第1項第1号］・申請者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載 |
| ○申請者が法人にあっては、その役員（※１）の氏名、住所及び生年月日［規則第8条第3項第1号］・申請書（規則様式第3号）付表2と齟齬ないよう確認すること。・該当者がない場合は、その旨記載すること。※１「役員」の定義［条例第11条第1項第1号ロ］業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 |
| ○申請者が未成年者（※２）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）［規則第8条第3項第2号］・申請書（規則様式第3号）付表2と齟齬ないよう確認すること。・該当者ない場合は、その旨記載すること。※２「未成年者」の定義［条例第11条第1項第1号ホ］：営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 |
| ○申請者に使用人(※３)がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日［規則第8条第3項第3号］・申請書（規則様式第3号）付表2と齟齬ないよう確認すること。・該当者ない場合は、その旨記載すること。※３「使用人」の定義［規則第10条］一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者（工場長など） |
| ○土砂埋立て等の目的［条例第10条第1項第2号］・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（　）内に記載・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」※規則第12条第2号に該当するかどうかを判断する上で必要な場合には、跡地の利用方法を確認する。 |
| ○埋立て等区域の位置［条例第10条第1項第3号］・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意） |
| ○埋立て等区域の面積［条例第10条第1項第3号］・求積図等から算定した面積を記載。㎡単位で小数点以下は切り捨て |

図表3-8-1　土砂埋立て等許可申請書（規則様式第3号）の記載事項（その２）

|  |
| --- |
| 記　載　事　項 |
| ○管理事務所の所在地［条例第10条第1項第4号］・管理事務所の所在地番と連絡が取れる電話番号を記載・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内）・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。（周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示） |
| ○管理責任者の氏名及び職名［条例第10条第1項第4号］・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要・申請者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。 |
| ○土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画［条例第10条第1項第5号］・土砂の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。・可能なものは、施設の位置、構造等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。 |
| ○土砂埋立て等に使用する土砂の量［条例第10条第1項第6号］・土砂の搬入予定量を記載（㎥単位で小数点以下切り捨て）・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載（ストックヤード除く）・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量。・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。 |
| ○土砂埋立て等の期間［条例第10条第1項第7号］・許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。・一時堆積である場合にあっては、記載不要・３年を超えないようにすること。（ストックヤード除く） |
| ○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状［条例第10条第1項第8号］・完了時の計画平面図や計画断面図を添付していることを記載・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の平面図や断面図を添付・一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積形状 |
| ○土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画［条例第10条第1項第9号］・規則様式第３号付表１及び搬入経路図を添付していることを記載すること。・付表1には、以下の事項を記載・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。・１日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」（㎥単位で小数点以下切り捨て）で記載。搬入するダンプの台数を併せて記載すること。・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載・搬入土砂の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」））を記載・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、付表1の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。 |

図表3-8-1　土砂埋立て等許可申請書（規則様式第3号）の記載事項（その３）

|  |
| --- |
| 記　載　事　項 |
| ○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置［条例第10条第1項第10号］・水質検査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載してください。・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した 1/1,000 以上の平面図、構造図を「別添　図面○○」として記載してください。・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。 |
| ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置［条例第10条第1項第11号］・講ずる措置（調整池、沈砂池、擁壁）について記載・技術基準各項目についての適合説明一覧表を添付・技術基準各項目の詳細検討内容、計算結果、図面等を添付 |
| ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置［条例第10条第1項第11号］・粉じん飛散防止措置、土砂及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載（生活環境保全計画）・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付 |

【注意】 ○添付書類を参照する場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載

 　すること。（例「添付書類○―○の・・・・部を参照」）

 ○全体計画（3年以上）の一部計画（3年分）の申請の場合は、全体計画についても記載すること。

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その１）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| **１．申請者関係証明書類** |
| （１）申請書（規則様式第3号）付表２・申請者が法人の場合に、役員を記載・申請者が未成年者である場合に、法定代理人を記載・申請者に使用人がある場合に当該使用人について記載・該当ない場合は、斜線を記載してください。 |
| （２）申請者住民票等（申請者が個人の場合のみ）○申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書［規則第8条第3項第1号］・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。・申請書等に押印は求めていませんが、本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| （３）法人登記事項証明書等等（申請者が法人の場合のみ）○申請者の登記事項証明書及び印鑑登録証明書［規則第8条第3項第1号］・申請書等に押印は求めていませんが、本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| （４）役員住民票（申請者が法人の場合のみ）○申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し（本籍必要）［規則第8条第3項第2号］・代表取締役、監査役等も必要・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。 |
| （５）法定代理人住民票等（申請者が未成年の場合のみ）○申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し［規則第8条第3項第3号］・法定代理人が個人の場合でも印鑑登録証明書は必要［規則第8条第3項第23号］・申請書等に押印は求めていませんが、法定代理人の本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。 |
| （６）使用人住民票○申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し［規則第8条第3項第4号］・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの。 |
| （７）誓約書○申請者が条例第11条第１項第1号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（手引き様式第2号）［規則第8条第3項第5号］・様式の第1面と第2面を両面印刷とすること。（割印でも可） |
| **２．土地の登記事項証明書等** |
| （１）土地登記事項証明書○埋立て等区域及び施設設置区域（＊）の土地登記事項証明書［規則第8条第3項第11号］・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。＊土砂埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域。以下同じ。 |
| （２）土地調書（土地が複数に及ぶ場合は必須）　〇埋立て等区域及び施設設置区域の土地調書　・作成年月日、作成者名を記載・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。・必要に応じ隣接地の土地調書を提出※土地の筆数が少ない場合は、土地登記事項証明書の提出をもって省略可能 |
| （３）公図の写し○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し［規則第8条第3項第11号］・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その２）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| （４）連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ）○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図）・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。・作成年月日、作成者名を記載・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 |
| **３．土地所有者同意書（法定外公共物等同意書含む）** |
| （１）土地所有者同意書（埋立て等区域内）○土砂埋立て等区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面(規則様式第１号その１)［条例第10条第3項］・埋立て等区域の土地が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。・様式裏面に記載の留意事項や土地の一覧を別紙とする場合は、割印を施すこと。・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と齟齬がないよう確認 |
| （２）土地所有者同意書（埋立て等区域外の施設設置区域）○土砂埋立て等区域以外の土地（施設設置区域）の所有者の同意を得たことを証する書面（手引き様式第１号）［規則第8条第3項第23号］・地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。・土地の一覧を別紙とする場合は、割印を施すこと。・施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認 |
| **４．広域位置図** |
| （１）広域位置図○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図［規則第8条第3項第6号］・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの（色分すること。）・縮尺は1/25,000～1/10,000程度。方位及び縮尺を記載 |
| **５．周辺状況図** |
| （１）周辺状況図○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面［条例第10条第3項］・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図）・方位及び縮尺を記載・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載・管理事務所を土砂埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内）・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能 |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その3）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| **６．現況図面等** |
| （１）現況平面図○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図［規則第8条第3項第7号］・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（公共用地の管理者等との協議により境界確定が必要となった場合等には、確定時に追完）・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示） |
| （２）現況断面図○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図［規則第8条第3項第7号］・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能 |
| **７．計画図面等** |
| （１）計画平面図○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図［規則第8条第3項第9号］・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（公共用地の管理者等との協議により境界確定が必要となった場合等には、確定時に追完） |
| （２）計画断面図○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図［規則第8条第3項第9号］・縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。　※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能 |
| （３）施設設置計画図○土砂の埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）の設置に関する計画図［規則第8条第3項第23号］・周辺状況図、計画平面図等に記載する場合は、それらの図面で代えることができる。・搬入路(公道からの進入路)、土砂の展開場所、管理事務所等の施設を明示する図面（1/5,000～1/1,000以上） |
| **８．求積図・土量計算書等** |
| （１）求積図○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図）［規則第8条第3項第8号］・面積は小数点以下第１位（小数点以下第２位を切り捨て）まで表示すること。・測量図は現況平面図に代えることができる。 |
| （２）土量計算書○土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書［規則第8条第3項第12号］・横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂の搬入予定量を積算した計算書・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「締固めた土量」を、土量換算係数（土量変化率）を用いて地山土量、「ほぐした土量」を算出・「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。　（一般に公開しているものとして、大阪府都市整備部建設工事積算基準他）・ストックヤードの場合は、「ほぐした量」のみで可能な場合あり。 |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その４）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| **９．搬入計画等** |
| （１）搬入計画○申請書（規則様式第3号）付表１ |
| （２）搬入経路図［則様式第3号脚注2］○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、（１）に当該ルート番号を記載することで代えることができる。 |
| **10．災害防止措置関係書類** |
| （１）技術基準適合一覧○災害の発生のおそれがないものとして定められた技術基準（規則別表第一又は第二）への適合状況を一覧にしたもの |
| （２）地盤調査書○埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面［規則第8条第3項第14号］・地盤調査の結果を記載した書面は、技術基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、オランダ式２重管試験等の方法により実施される地盤調査結果である。・地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面とは、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果等である。・地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置を講じることを示した書面、図面を添付すること。（この場合、安定計算を要する場合と同様に安定に対する照査を行うこと）・規則第12条各項に該当する場合は原則不要 |
| （３）安定計算書○安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面［規則第8条第3項第15号］・土砂埋立て等の高さ10m以上は必須。10m未満であっても、搬入土砂の区分によっては提出が必要な場合がある。（詳細は技術基準参照）・規則第12条各項に該当する場合は原則不要 |
| （４）擁壁構造図・計算書○擁壁の断面図及び背面図並びに概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書［規則第8条第3項第16号］・擁壁の設置が必要な場合のみ。（詳細は技術基準参照。）・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。 |
| （５）流域図○埋立て等区域及び施設設置区域の流域図［規則第8条第3項第10号］・1/5,000 の地形図を標準とする・（７）～（９）の流量・断面・容量等の計算根拠が説明可能なものとする。 |
| （６）排水計画図○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図［規則第8条第3項第9号］・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に記載すること。・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。・地下排水計画図も添付すること。・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。 |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その５）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| （７）排水施設構造図・計算書○排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面［規則第8条第3項第17号］・技術基準に適合した断面を有するもので、土圧等に十分耐えうる構造であることを証する書面、構造図を添付するものとする。 |
| （８）沈砂池構造図・計算書○沈砂池の構造図及び容量を算定した書面［規則第8条第3項第18号］・容量算定にあたっては、技術基準に基づき埋立て等区域の面積に応じて算出すること。（土砂埋立て等の期間中の仮設沈砂池も同様）・構造図についても、末端部に設置する沈砂池、施工に伴い移動させる仮設沈砂池を問わず、添付すること。・土砂埋立て等期間中に沈砂池に堆積した土砂を重機等で浚渫できる場合にあっては、4ヶ月に1回浚渫する計画と同等の容量まで低減できるものとする。 |
| （９）調整池構造図・計算書○調節池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面［規則第8条第3項第19号］・技術基準記載の洪水調整計画を添付する。・排水能力の変更地点、狭窄地点の断面形状（寸法含む）がわかる写真 |
| （10）災害防止関係図書○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面［規則第8条第3項第21号］・既に添付した災害防止関係図書以外に添付する必要のある、軟弱地盤の場合の対策工、段切り工、法面保護工、高さ1m程度の板柵工等必要な措置を講じたものを作成すること。・平面図は1/1000以上を標準とし、構造図はその構造がわかる図面とする。方位及び縮尺を記載すること。 |
| （11）施工計画書○土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面（手引き様式第7号）［規則第8条第3項第20号］など・次の１～７を記載した書面１ 計画工程表（工事の順序）［規則第8条第3項第20号］２ 使用機械（低騒音型、低公害型であるならばその旨を記載）３ 施工方法４ 品質管理計画５ 緊急時の体制６ 管理責任者の権限、勤務形態　・申請者又は申請法人の社員でない場合は、委託関係等が確認できる書類［規則第8条第3項第23号］７　その他 |
| **11．生活環境保全措置関係書類** |
| （１）水質検査施設図○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図［規則第8条第3項第13号］・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000 以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。・1/500 程度の平面図及び1/50 程度の断面図に排水溝、集水桝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。 |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その６）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| （２）生活環境保全計画○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面（手引き様式第8号）［規則第8条第3項第23号］１　粉じん飛散防止対策　・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載　・粉じん測定結果等がある場合は添付２　土砂及び雨水等の流出防止対策　・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載（他の書面に記載している場合は、その旨を記載）３　騒音及び振動対策　・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載　・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載　・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し　・騒音・振動測定結果等がある場合は添付４　その他５　上記対策措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。） |

図表3-8-2　土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その７）

|  |
| --- |
| 添 付 書 類 |
| **12．資力関係書類** |
| （１）資金調達計画書○土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第4号）［規則第8条第3項第22号］○及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類［規則第8条第3項第23号］○自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能 |
| （２）納税関係書類○最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面［規則第8条第3項第22号イ］【法人】・国税：納税証明書　　 ・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書【個人】・国税：納税証明書 　　・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書 |
| （３）確定申告書○法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し、個人にあっては前年分の確定申告書の写し［規則第8条第3項第22号ロ］ |
| （４）財務諸表等（申請者が法人の場合のみ）○法人にあっては最近一事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）［規則第8条第3項第22号ロ］ |
| （５）残高証明（資金調達計画書において自己資金調達がある場合のみ）○資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類［規則第8条第3項第22号ハ］ |
| （６）融資証明（資金調達計画書において借入金がある場合のみ）○借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面［規則第8条第3項第22号ハ］ |
| **13．住民説明会関係書類** |
| （１）説明会の開催結果等報告書○住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第2 号）［条例第10条3項］ |
| （２）説明会配布資料○説明会で配布した説明資料［則様式第２号脚注2参照］ |
| （３）議事録○説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録［則様式第２号脚注2参照］ |
| （４）要望対応表○住民説明会において、参加者から要望あった事項及びその対応の一覧を記載した書面［規則第8条第3項第23号］ |
| **14．その他** |
| （１）参考図書○前各号に掲げるもののほか、参考となる図書［規則第8条第3項第23号］（例）申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書又は申請書鑑（受付印あるものに限る）の写し |

【注意】○公的機関・金融機関の発行する証明書類は、原則、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

○住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

○資金調達計画書の添付書類について、自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能。

○「13.住民説明会関係書類」については、事前協議段階で既に徴収し、手続き面及び内容面で問題ない場合は、

省略することも可能とする。

### **（４）許可の基準**

■ポイント

○ここでは、欠格要件や資力に係る基準、技術基準など、許可を受けるための基準について説明します。（条例第11条第1項関係）

○申請段階になって、これらの基準に適合しないことがないよう、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行ってください。

#### **①許可の基準**

許可を受けるための要件・基準は次のとおりです。許可申請に際しては、（ⅰ）～（ⅶ）の要件を満足しておくことが必要です。

**(ⅰ)欠格要件**

□図表3-9-1に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。

□なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、府警本部など関係機関に照会することになります。

**(ⅱ)資力に係る基準**

□申請者が、次の（a）、（b）を満たし、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないことが必要です。

(a) 防災のための施設の設置工事に要する経費について、必要な資金を確保できること。

・「土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」（規則様式第4号）において、（あ）≧（い）となっていること。

（あ）「防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法」欄の金額合計

（い）「防災のための施設の設置工事に要する経費」の金額

・ただし、（い）については、工事業者の見積もりなど、必要経費を証する書類を添付してください。

 (b) 法人税等の滞納をしていないこと。

・最近1事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面により確認します。

・なお、申立書や追加資料で補填することができます。（例えば、納税証明書に手形による納付受託中である場合など）

□資力に係る基準については、「資力に係る審査基準」を参照してください。

**(ⅲ)土地所有者の同意**

□土地所有者の同意を得ていることを、規則様式第1号その1で確認します。

□前々節(2)を参照してください。

**(ⅳ)管理事務所の設置、管理責任者の設置**

□管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くことが必要です。

□管理事務所は施工管理のための事務所ですから、当該埋立て等区域に隣接・近接していることが重要です。他法令等の定めにより隣接地に設置できない場合は、ご相談ください。

図表3-９-1　欠格要件

|  |
| --- |
| イ　条例第23条又は第24条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。） |
| ロ　条例第24条第１項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る大阪府行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。） |
| ハ　土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる、次に掲げる者・条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例又は森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例若しくは市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者・条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例第24条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る大阪府行政手続条例第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。）・府の区域において、森林法第10条の３、第10条の９第３項若しくは第４項、第38条各項若しくは宅地造成等規制法第14条第２項から第４項まで、第17条（第３項を除く。）、第22条（第３項を除く。）若しくは大阪府砂防指定地管理条例第19条各項又はこれらの規定に相当する市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）・府の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に2回以上、図表3-9-2に掲げる者のいずれかに該当する者 |
| ニ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。） |
| ホ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからニまでのいずれかに該当するもの |
| ヘ　法人でその役員又は使用人（※）のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの |
| ト　個人で使用人（※）のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの |

（※） 使用人とは、次の（あ）、（い）の代表者

（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

図表3-９-2　欠格要件（ハ）一覧（施行規則第9条第4号関係）（その１）

|  |
| --- |
| イ　土地改良法・法第百九条の規定に違反した者ロ　森林法・法第十条のニ第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者・法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者・法第十五条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者（同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則第四十四条第一項第一号に掲げる行為をした者を除く。）・法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者・法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者・法第三十四条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者 |

図表3-９-2　欠格要件（ハ）一覧（施行規則第9条第4号関係）（その２）

|  |
| --- |
| ハ　農地法・法第四条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者・法第五条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者ニ　海岸法・第七条第一項の規定に違反して同法第三条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者・法第八条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海岸法施行令第三条第一項に規定する行為を除く。）をした者、同法第八条第一項の許可に付した条件（同令第三条第一項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者・法第三十七条の五の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第十二条の三第一項に規定する行為を除く。）をした者ホ　自然公園法・法第二十条第三項の規定に違反して同項第一号、第二号、第四号若しくは第八号から第十号までに掲げる行為をした者・法第二十一条第三項の規定に違反して同項第一号（同法第二十条第三項第五号から第七号まで、第十五号及び第十六号に掲げる行為に係るものを除く。）、第三号若しくは第五号に掲げる行為をした者・法第三十三条第一項の規定による届出をせず同項各号（第二号、第三号及び第七号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者ヘ　地すべり等防止法・法第十一条第一項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者・法第十八条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者ト　宅地造成等規制法・法第八条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者・法第十二条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者・法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者チ　河川法・法第二十条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者・法第二十五条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者・法第二十六条第一項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者・法第二十七条第一項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者・法第五十五条第一項の規定に違反して同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者・法第五十七条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者リ　近畿圏の保全区域の整備に関する法律・法律第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者ヌ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・法律第七条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者 |

図表3-９-2　欠格要件（ハ）一覧（施行規則第9条第4号関係）（その３）

|  |
| --- |
| ル　農業振興地域の整備に関する法律・法律第十五条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者ヲ　大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例・条例第二条第一項の規定に違反して同項各号（第二号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者ワ　自然環境保全法・法第二十五条第四項の規定に違反して同項第一号若しくは第二号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあっては同法第十七条第一項第五号に掲げる行為を除く。）をした者・法第二十八条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者カ　大阪府自然環境保全条例・条例第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者・条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者・条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項において準用する同条例第十三条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者ヨ　生産緑地法・生産緑地法第八条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者タ　大阪府立自然公園条例・条例第六条第三項の規定に違反して同項各号（第四号、第五号及び第九号から第十二号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第四項の規定により許可に付せられた条件（同条例第六条第三項第四号、第五号及び第九号から第十二号までに係るものを除く。）に違反した者・条例第七条第一項の規定による届出をせず同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者レ　大阪府砂防指定地管理条例・条例第四条第一項の規定に違反して同項各号（第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者・条例第十六条第一項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者ソ　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例・条例第七条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者・条例第十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者・条例第二十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者・条例第十五条第二項、第十七条若しくは第十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者・条例第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者ツ　市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例・条例の規定であってソの規定に相当する規定に違反してソに規定する行為に相当する者 |

**(ⅴ)災害防止の措置**

□土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていることが必要です。

**(ⅵ)構造基準**

（ア）一時堆積（ストックヤード等）以外の埋立て等の場合

□土砂埋立て等の施工に関する計画が、図表3-10-1に掲げる形状及び構造上の基準に適合するものであること。（詳細については、「土砂埋立て等の技術基準」を参照してください。）

（イ）一時堆積（ストックヤード等）の埋立て等の場合

□土砂埋立て等の施工に関する計画が、図表3-10-2に掲げる形状及び構造上の基準に適合するものであること。（詳細については、「土砂埋立て等の技術基準」を参照してください。）

図表3-10-1　形状及び構造上の基準（技術基準）（一時堆積以外）（その１）

|  |
| --- |
| 1.埋立て等区域及び施設設置区域（土砂埋立て等に供する施設が設置される区域）の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。 |
| 2.著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。 |
| 3.土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）及び土砂埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次のイ又はロに掲げる土砂の区分に応じ、当該イ又はロに定める高さ及び法面の勾配とすること。イ　建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直1mに対する水平距離が2m以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては10m以下の高さ及び垂直1mに対する水平距離が1.8m以上の勾配ロ　その他のもの　安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配 |
| 4.土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。 |
| 5.埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。 |
| 6.擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次のイからホまでの規定に適合すること。イ　盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。ロ　擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。ハ　渓流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。ニ　練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。ホ　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の(1)から(4)までの規定が満たされることが確かめられていること。(1)　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。(2)　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。(3)　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。(4)　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 |

図表3-10-1　形状及び構造上の基準（技術基準）（一時堆積以外）（その２）

|  |
| --- |
| 7.土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5m以上である場合にあっては、当該法面の高さが5mごとに幅が1.5m以上の小段が設置されること。 |
| 8.雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。 |
| 9.8の排水施設は、その管渠（かんきょ）の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。 |
| 10.埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること |
| 11.下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。 |
| 12.土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。 |
| 13.埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。 |
| 14. 土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。 |

（注）技術基準の詳細について、「土砂埋立て等の技術基準」を必ず参照してください。

図表3-10-2　形状及び構造上の基準（技術基準）（一時堆積）

|  |
| --- |
| 1.雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。 |
| 2.1の排水施設は、その管渠（かんきょ）の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。 |
| 3.埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1mに対する水平距離が10m以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りではない。 |
| 4.土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が5m以下であること。 |
| 5.土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1mに対する水平距離が2m以上であること。 |
| 6.埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。 |

（注）技術基準詳細について、「土砂埋立て等の技術基準」を必ず参照してください。

**(ⅶ)水質検査のための措置**

□当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることが必要です。

□例えば、埋立て等区域からの排水のみを集めることのできる排水枡等を設置することなどが考えられます。

□調整池等を活用する場合は、埋立て等区域外からの排水が混入しないようにする必要があります。

**(ⅷ)（ⅴ）及び（ⅵ）の要件の適用を受けない場合**

□当該申請に係る埋立て等が、図表3-11に掲げる法令等の許認可等を受けている埋立て等区域の内部で行われる埋立て等である場合には、（ⅴ）の措置、及び（ⅵ）の基準は適用されません。（条例第11条第2項・規則第12条関係）

図表3-11　技術基準等が適用されない場合

|  |
| --- |
| 地すべり等防止法第18条第1項又は第42条第1項の許可を受けて行う埋立て等 |
| 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けて行う埋立て等 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を受けて行う埋立て等 |
| 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を受けて行う埋立て等 |

#### **②許可に付す条件**

許可をする際に、有効期間や災害の防止ための措置、生活環境保全のための措置などについて、条件を付す場合があります。（条例第11条第3項関係）

この条件に違反した場合、許可の取消しや埋立て等停止命令の対象となります。

## **４．土砂埋立て等の許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合**

■ポイント

○条例の許可を受けた後、条例等の規定により様々な義務があります。ここでは、それらの義務について説明しています。

○本章で説明する義務や許可する際に付した条件、他法令等を遵守するとともに、埋立て等に当たっては、許可を受けた内容及び計画等に沿って行うことが必要です。

○なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等の停止などの命令の対象となるだけでなく、場合によっては許可の取消しや罰則の対象になります。

### **（１）許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）**

■ポイント

○許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合は、変更する内容によって、許可又は届出が必要となります。

○許可が必要かどうかは、①(ⅰ)に記載の変更に該当するかどうかを確認して下さい。

○許可が必要な場合は、3.(1)で説明した事前協議（住民説明会等）が必要となるので、できるだけ早期にご相談下さい。また、土地所有者の同意も必要となります。

#### **①変更の許可申請か、変更届出か**

**(ⅰ)変更の許可申請が必要な場合**

許可を受けた埋立て等の内容について、一時堆積（ストックヤードなど）以外の埋立て等の場合は図表4-1-1に該当する変更をする場合に、一時堆積である埋立て等の場合は図表4-1-2に該当する変更をする場合に、変更の許可申請が必要となります。

図表4-1-1　許可申請が必要な変更（一時堆積以外の埋立て等の場合）

|  |
| --- |
| 土砂埋立て等の目的の変更 |
| 埋立て等区域の位置及び面積の変更 |
| 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減らす場合は、(ⅱ)変更届出） |
| 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、(ⅱ)変更届出） |
| 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状の変更 |
| 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ⅱ)変更届出） |

図表4-1-2　許可申請が必要な変更（一時堆積の埋立て等の場合）

|  |
| --- |
| 土砂埋立て等の目的の変更 |
| 埋立て等区域の位置及び面積の変更 |
| 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更 |
| 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ⅱ)変更届出） |
| 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量の変更（当該土砂の量を減らす場合は、(ⅱ)変更届出） |
| 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状の変更 |

**(ⅱ)変更届出が必要な場合**

許可を受けた埋立て等の内容について、図表4-2に該当する変更（軽微な変更）をする場合には、変更届の提出が必要となります。（規則第13条第1項関係）

図表4-2　変更届出が必要な変更

|  |
| --- |
| 許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更　（注意：承継する場合は承認が必要です。） |
| 許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 |
| 許可を受けた者に係る役員、又は使用人の変更 |
| 管理事務所の所在地の変更 |
| 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減少させるものに限る。） |
| 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。） |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更 |
| 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。） |

#### **②変更の許可**

■ポイント

○ここでは、変更許可申請（条例第12条第1項）に必要な書類、変更許可を受けるための基準について説明します。

○円滑な審査を行うため、(ⅰ)事前協議の内容を反映し、分かりやすい書面の作成に心がけて下さい。

○申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから3ヶ月程度で許可・不許可について通知します。（標準処理期間：３ヶ月）

○また、申請段階になって、変更許可を受けるための基準に適合しないことがないように、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行って下さい。

○なお、許可を受けずに許可を要する変更を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

**(ⅰ)変更事前協議**

□条例第12条第1項の変更許可申請についても、これに先立って、変更事前協議（住民説明会等含む）が必要です。そのため、できるだけ早期にご相談ください。

□変更事前協議の進め方・方法等については、条例第7条の許可申請に先立って行ったものと基本的には同様です。3.(1)を参照して下さい。

**(ⅱ)土地所有者への説明・同意**（条例第8条関係）

□変更許可の申請を行おうとする場合、事業計画者は図表4-3に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。

□変更許可申請に直接関わる土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）」（規則様式第1号その2）を使用しなければなりません。

□その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。

□変更許可申請に直接関わる土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内であり、かつ、変更に係る土地の所有者です。しかし、直接変更に係らない土地所有者についても、変更申請の内容を知り、変更内容に応じて、改めて同意するかどうかを判断する必要があるものと考えられます。

また、変更許可後遅滞なく埋立て等が行われるようする意味でも、当初許可で既に同意を得ている他の土地所有者へも説明を行い、同意を得るようにしてください。この場合、それらの土地所有者の同意については、手引き様式第1号を使用してください。

なお、埋立て等区域外の施設設置区域の土地所有者についても同様です。

図表4-3　土砂埋立て等の変更許可申請における土地所有者への説明事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 変更の内容及びその理由 |

**(ⅲ)変更許可申請書の作成・提出**（条例第12条第2項～3項関係）

（ア）変更許可申請書の作成

□事前協議終了後、図表4-4-1に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等変更許可申請書」（規則様式第5号）の作成を始めて下さい。

□本申請書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けて下さい。

□変更許可申請書の提出の際には、図表4-4-2に掲げる書類の添付が必要となります。

□一時堆積（ストックヤードなど）の場合を除き、埋立て等の期間が当初許可から3年を超える場合には、変更に係る項目の3年間の計画と最終計画の両方を記載、添付して下さい。

□変更事前協議中に準備を進めることは可能ですが、申請書に記載する項目や添付する書類の内容が確定する変更事前協議の終了を待ってから、作成を開始することを薦めます。

□変更事前協議の段階で他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をして下さい。

（イ）変更許可申請書の提出

□変更許可申請書の作成が終了した場合、図表4-4-1及び4-4-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。

□提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、正本1部、写し2部を巻末のお問い合わせ先に提出して下さい。副本の1部は、許可・不許可の通知後に申請者にお返しします。

・A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。

・１つの図面に２以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。

・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

・設計事務所等が申請を代理する場合、申請者からの委任状（手引き様式第3号）を添付して下さい。

□後日、提出された変更申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。

□なお、変更申請書の内容について、関係機関や市町村等と情報交換することがあります。また、府が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

（ウ）変更許可の基準（条例第12条第4項で準用する条例第11条関係）

□変更の許可を受けるためには、変更に係る項目により、欠格要件や資力に係る基準、技術基準などの要件があります。

□詳細は、3.(4)をご参照いただき、変更に係る項目ごとにどのような基準が適用されるのか、よく確認しておいて下さい。

（エ）変更許可に付す条件

□変更許可をする際に、有効期間や災害の防止ための措置、生活環境保全のための措置など、条件を付す場合があります。

図表4-4-1　土砂埋立て等変更許可申請書（規則様式第5号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置・埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。 |
| 変更内容（変更前、変更後） |
| 変更理由 |
| 次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）・申請者に次の（あ）、（い）の代表者に該当する使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |

図表4-4-2　土砂埋立て等変更許可申請書の添付書類（その１）

|  |
| --- |
| 土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第1号その2） |
| 変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図）・方位及び縮尺を記載すること。・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね15km以内） |
| 住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第2号）・説明会で配布した説明資料、説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録も含む |
| 次の図書のうち、変更に係るもの |
|  | 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書・申請書等に押印は求めていませんが、本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し |
| 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）及び印鑑登録証明書・申請書等に押印は求めていませんが、法定代理人の本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し |
| 申請者が条例第11条第１項第1号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（手引き様式第2号） |
| 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「施設設置区域」（※）」という。）の位置図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の現況平面図及び現況断面図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の測量図及び求積図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の計画平面図、計画断面図及び排水計画図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の流域図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の土地の登記事項証明書及び公図の写し |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書 |
| 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図 |
| 埋立て等区域及び施設設置区域（※）の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面 |
| 安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面 |
| 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 |
| 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面 |
| 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面 |
| 調節池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面 |
| 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面 |
| 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第4号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類 |

【注意】○変更許可申請に係る法人の役員の住所が当該法人の登記事項証明書に掲載されているものと同一であるときは、住民票の写しの添付を省略することができます。

図表4-4-2　土砂埋立て等変更許可申請書の添付書類（その２）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面【法人の場合】　・国税：納税証明書（その３の３）　　　　　　　　・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書【個人の場合】　・国税：納税証明書（その３の２）　　　　　　　　・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書 |
| 法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し |
| 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面 |
| 前各号に掲げるもののほか、参考となる図書（例）申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合は、当該処分に係る許可書又は申請書（受付印あるものに限る）の写し |

【注意】〇公的機関・金融機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。〇住民票の写しは本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないものにしてください。

#### **③変更の届出**

■ポイント

○許可を受けた埋立て等の内容について、図表4-2に掲げる軽微な変更をする場合は、変更後に遅滞なく届出することが必要となります。

○ただし、搬入計画等について変更する場合は、住民説明会において定めた「搬入計画等について変更した場合の扱い」（3.(1)⑤(ⅱ)(イ)参照）に従って対応してください。

○なお、届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

**(ⅰ)変更届の作成・提出**（条例第12条第5項関係）

□図表4-2に該当する軽微な変更をした場合は、図表4-5に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等変更届」（規則様式第6号）に必要な事項を記入し、遅滞なく届出しなければなりません。

□後日、提出された変更届の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等をお願いする場合があります。

□なお、変更届の内容について、関係機関や市町村等と情報交換することがあります。また、府が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□届出書類（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-5　土砂埋立て等変更届（規則様式第6号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 変更年月日 |
| 変更内容（変更前、変更後） |

### **（２）許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合の義務等**

■ポイント

○条例の許可を受けた後も、次のような様々な義務があります。

　①土地所有者への通知（許可の受けた日から遅滞なく）

　②埋立て等の着手の府への届出（着手した日から10日以内）

　③搬入（発生元、汚染のおそれがないことの確認）の府への報告（搬入する前）

　④土砂管理台帳の作成（毎月の月末まで）

及び使用した土砂の量の府への報告（上半期分：10月末まで、下半期分：4月末まで、等）

　⑤水質検査及びその結果の府への報告（検査：3ヶ月に1回、報告：検査後1ヶ月以内、等）

　⑥標識の掲示等

　⑦関係図書の備え付け及び閲覧、保存

○なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等停止などの命令の対象となるだけでなく、許可の取消しや罰則の対象になります。

#### **①土地の所有者への通知**

■ポイント

○次の場合は、遅滞なく、条例第8条の同意を行った土地所有者に、必要な事項を通知する必要があります。（条例第13条関係）

　(ⅰ)埋立て等の許可を受けた場合

　(ⅱ)変更の許可を受けた場合

　(ⅲ)変更の届出をした場合

**(ⅰ)埋立て等の許可を受けた場合**

□条例第7条による許可を受けた場合、図表4-6-1に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第4号その1）により、条例第8条の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□ただし、土砂埋立て等の区域以外の土地所有者の同意も得ている場合は、それらの土地所有者にも通知するようにして下さい。

 **(ⅱ)変更許可を受けた場合**

□条例第12条第1項による変更許可を受けた場合、図表4-6-2に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第4号その2）により、条例第8条第2項の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□ただし、変更に係る土砂埋立て等の区域以外の土地所有者の同意も得ている場合は、それらの土地所有者にも通知するようにして下さい。

図表4-6-1　埋立て等許可通知書（手引き様式第4号その1）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 土砂埋立て等の目的 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 埋立て等区域の面積 |
| 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地 |
| 当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 |
| 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量（※1） |
| 土砂埋立て等の期間（※2） |
| 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※3） |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画（※4） |
| 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置 |
| 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置　・粉じんの飛散の防止措置　・土砂及び雨水等の流出の防止措置　・騒音及び振動の防止措置　・その他 |
| 許可に付された条件（3.(4)②参照） |

（※１）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載してください。

（※２）一時堆積である場合にあっては、記載不要です。

（※３）一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状。

（※４）発生元事業者名、発生場所、１日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を規則様式第3号の付表1を活用して記載し、添付してください。

図表4-6-2　変更許可通知書（手引き様式第4号その2）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 変更内容（変更前、変更後） |
| 変更理由 |
| 許可に付された条件（4.(1)②(ｴ)参照） |

**(ⅲ)変更届を行った場合**

□条例施行規則第13条第1項に定める軽微な変更を行った場合、図表4-6-3に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第4号その3）により、変更に係る土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□また、変更に係る土地所有者以外の土地所有者にも通知するようにしてください。

図表4-6-3　軽微変更通知書（手引き様式第4号その3）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 変更内容（変更前、変更後） |

#### **②着手の届出**

□土砂埋立て等の許可（条例第7条）を受けて土砂埋立て等に着手（土砂埋立て等に供する施設の設置工事の開始）した場合、着手した日から10日以内に、図表4-7に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等着手届」（規則様式第7号）を提出する必要があります。（条例第14条関係）

□届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

□届出書類（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-7　土砂埋立て等着手届（規則様式第7号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 着手年月日 |

#### **③-1搬入の報告（搬入土砂の発生元の確認）**

■ポイント

○条例の許可を受けて土砂埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、埋立て等を行っている者は、当該土砂の搬入をする前に、次の事項を確認し、府に報告する必要があります。（条例第15条関係）

１）土砂の発生元（③－１）

２）その土砂に汚染のおそれがないこと（③－２）

○そのため、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、それらの確認をすることができる書面の提出を求めるなどの方法で、確認を行う必要があります

○これらの確認ができない土砂については、受け入れできません。

○この報告をしなかった場合や、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

**(ⅰ)搬入される土砂の発生元の確認**

□土砂埋立て等区域に土砂を搬入する前に、当該土砂の発生場所ごとに、建設工事の発注者又は受注者等の土砂を発生させる方に土砂の発生元を確認する必要があります。

□確認に当たっては、土砂を発生させる方に図表4-8に掲げる事項を記載した「土砂発生元証明書」（規則様式第8号）の提出を求めなければなりません。

図表4-8土砂発生元証明書（規則様式第8号）の記載事項

|  |
| --- |
| 土砂を発生させた者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号） |
| 工事等の名称 |
| 工事等の施工場所 |
| 工事等の発注者 |
| 工事等の施工期間 |
| 搬出する土砂の量 |
| 搬出する土砂の区分（該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分（「第1種」～「第4種」）を記載すること。） |
| 搬出する土砂を使用する埋立て等区域の位置 |

#### **③-2搬入の報告（搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認）**

■ポイント

○搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認については、次のとおり行う必要があります。

（ⅰ）土砂の発生場所に関する土壌汚染対策法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果（図表4-9に掲げるもので所管行政庁が受理したもの）がある場合

⇒土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、当該調査結果の写し等を求めてください。（③-2（ⅰ）へ）

（ⅱ）（ⅰ）に該当しない場合（土砂の発生場所が一時堆積（ストックヤード等）でない）

⇒次の（ア）（イ）のどちらかの方法で汚染のおそれがないことを確認する必要があります。土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して確認を求めるなど、適正に確認するようにしてください。（③-2（ⅱ）へ）

（ア）土地の利用状況の調査から開始する方法（その結果、土砂の検査（土壌調査））が必要になる場合もあります。）

（イ）土地の利用状況の調査をせず、最初から土壌調査を実施する方法

（ⅲ）（ⅰ）に該当しない場合（土砂の発生場所が一時堆積（ストックヤード等）である（注１））

⇒土壌調査が必要となります。土砂を発生させる方（ストックヤード管理者等）に対して、土壌調査を求めるなどの方法で確認してください。（③-2（ⅲ）へ）

（注１）ストックヤード等であっても、その区域を掘削した土砂が発生する場合は、（ⅰ）又は（ⅱ）により汚染のおそれがないことを確認してください。

○「汚染のおそれがないことの確認」については、その方法を確定するためのフロー図をまとめましたので、ご活用ください。

（ⅲ）へ

土砂の発生場所がストックヤードである（掘削する場合は除く）

No

Yes

土砂の発生場所に関して土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の

保全等に関する条例に基づく調査結果等（図表4-9）がある

（ただし、所管行政庁が受理したもの）

（ⅰ）へ

Yes

【土壌調査コスト不要の可能性あり】

【土壌調査コストが一定必要】

**土地の利用状況の調査から開始**

（ただし、その結果、

土壌調査が必要になる

可能性もあります。）

**最初から発生土砂の土壌調査を実施**

・調査項目：有害物質26物質の溶出量調査、9物質の含有量調査

・調査頻度：土砂発生場所が工場等⇒900㎥毎に調査

土砂発生場所が工場等以外⇒2,500㎥毎に調査

（ⅱ）（ア）へ

（ⅱ）（イ）へ

○汚染が確認された場合には、土砂発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）から土地所有者等に連絡するよう促してください。

**(ⅰ)土砂の発生場所に関する土壌汚染対策法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果がある場合**

□土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、図表4-9に掲げる調査結果等（ただし、所管行政庁に受理されたものに限ります。）の有無を確認してください。

□上記調査結果がある場合は、当該調査結果の写し等を入手し、手引き様式第5号その1を活用して、③-3の府への報告を行って下さい。

図表4-９土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果

|  |
| --- |
| 調査結果等（法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例） |
| 法第４条第１項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（法施行規則様式第6号）及びその添付書類（※1）であって、同条第３項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録（※２）を付したもの |
| 法第4条第3項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第1号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の5第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第23号の8）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの |
| 法第3条第１項、同条第8項又は第５条第１項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第1号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 法第14条第1項に基づく「指定の申請書」（法施行規則様式第11号）及びその添付書類である法第14条第３項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の4第１項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第23号の3）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の４第５項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第23号の7の２）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の4第6項又は第81条の6第2項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第23号の7の３）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の6第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第23号の９の２）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の6第3項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書（管理有害物質）」（生環条例施行規則様式第23号の10）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の21の3に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの（「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」（平成23年3月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課）様式第2号及びその添付書類（※1）） |
| 法第16条第1項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」（法施行規則様式第15号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 生環条例第81条の16第1項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」（生環条例施行規則様式第23号の13の13）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの |
| 他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等（大阪府と別途協議すること） |

（※１）全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出してください。

（※２）変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。もしくは、「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面（ヒアリングの日時、ヒアリング対象者（所属、役職、氏名）、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・職・連絡先も記載のこと。）

（注）土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(令和元年10月大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照して下さい。

**(ⅱ)（ⅰ）に該当しない場合（土砂の発生場所がストックヤード等でない）**

□次のどちらかの方法で、搬入土砂に汚染のおそれがないことを確認する必要があります。

（ア）土地の利用状況の調査から開始する方法（土壌調査が必要になる場合もあります。）

（イ）最初から土壌調査を実施する方法

□土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、確認を求めるなど、確実に汚染のおそれがないことを確認するようにしてください。

□③-3の府への報告に当たっては、手引き様式第5号その2を活用して下さい。

□この確認ができない土砂については、受け入れることはできません。

（ア）土地の利用状況の調査から開始する方法

□確認フローは図表4-10のとおりです。

□このフローに従って、第1調査から開始してください。

第1調査（土地の利用状況の調査）の結果、原則1965年まで遡っ

て、土砂発生場所が工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業

場であったことがない。（田畑、山林、住宅等だけであった。）

Yes

Yes

No

第2調査（有害物質の使用状況調査）の結果、有害物質使用

特定施設の届出があったことが確認できなかった。

No

第3調査（土壌調査）の結果、基準（図表4-14）に適合。

No

Yes

土砂の受入れはできません。

（土砂発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応を

とれるよう、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）から

土地所有者等に連絡するよう促してください。）

図表4-10　（ⅱ）（ア）の確認フロー

【第１調査：土地の利用状況の調査】

□土砂の発生場所の土地の利用状況等の履歴を、図表4-11に掲げる情報を用いて調査し、

(a)工場又は産業廃棄物処理場

(b)（工場又は産業廃棄物処理場以外の）事業場

の存在の有無について、原則、1965年（昭和40年）まで遡って調査してください。

□調査の結果、土地の利用状況等の履歴において、上記（a）及び（b）の存在がなかったことを確認できた場合（住宅、山林、田畑等のみであった場合）は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

□調査の結果、上記（a）及び（b）の存在があった場合は、図表4-12に従い、工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業場の判断をした上で、第2調査（有害物質の使用状況調査）を行ってください。

図表4-11土地利用履歴調査に活用できる情報

|  |  |
| --- | --- |
| 情報 | 概要 |
| 1.現況地図・写真 | ○撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。 |
| 2.過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図 | ○概ね5年毎に調べてください。○大阪府内の住宅地図は概ね昭和30年代以降のものが大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧・入手できます。 |
| 3.過去の航空写真 | ○概ね5年毎に調べてください。○概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページから閲覧・入手できます。 |
| 4.ヒアリング調査 | ○土砂の発生場所の周辺居住者や関係者（土砂の発生場所が事業場の場合、過去の従事者など）にヒアリングすることも有効です。その場合、手引き様式第5号その3を活用してヒアリングしてください。 |
| 5.土地、建物の登記簿（登記事項証明書） | ○1～4までで、土地の利用状況等の履歴や工場や事業場等の名称等が把握できない場合に必要に応じて調査を実施してください。○当該土地を管轄する法務局で閲覧（入手）可能です。 |
| 6.その他 | ○上記の資料のほか、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり、必要と考えられる資料を適宜調べて下さい。 |

（注）「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」（令和元年10月　大阪府環境農林水産部環境管理室）表4-1を準用して作成

図表4-12工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業場の判断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 分類 | 判断基準 |
| 工　場 | ○工場とは、継続的な物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売りする事業所（反復継続して行われる事業活動に供される場所をいう。）○具体的には、次のものは「工場」とする。・「日本標準産業分類」の大分類E「製造業」・大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち、火力発電所、ガス製造工場・大分類R（サービス業）のうち、中分類89（自動車整備業）及び中分類90（機械等修理業）・工場の敷地内に所在する寮及び組織的に工場に付属している研究所○次のものは「工場」としない。・組織的に工場から独立している研究所・加工食品小売業のように加工食品を製造して、その場所で小売する事業場 |
| 産業廃棄物処理場 | ○次のいずれかに該当すれば「産業廃棄物処理場」とする。・産業廃棄物の積替保管を行っている事業場・産業廃棄物の処分（焼却、破砕等）を行っている事業場 |
| 工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場 | ○具体的には次のようなものを「工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場」とする。・第一次産業　　・クリーニング業、リネンサプライ業・市町村等の清掃工場、下水の終末処理場、し尿処理場、雨水ポンプ場、熱供給業者、浄水場・給食センター　　・倉庫　　・ガソリンスタンド・市役所庁舎、会社の本社・支社ビル、学校、病院、デパート、スーパーマーケット等 |

（注）「逐条解説大気汚染防止法」（昭和59年　大気汚染防止法令研究会）を一部準用して作成

【第2調査：有害物質の使用状況調査】

□工場や事業場の名称及び住所が判明している場合には、土砂の発生場所の土壌汚染対策法所管部局等（※）に対して、有害物質使用特定施設の届出の有無を確認してください。（確認結果が届くまでに、1か月程度の期間が必要になる場合があります。）

※問合せ先は次のURLを参照してください。

「有害物質使用特定施設等の届出確認申請」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tokuteisisetsu.html>

□確認の結果、有害物質使用特定施設の届出があった場合は、第3調査（土壌調査）を行ってください。

□届出がない場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

【第3調査：土壌調査】

□第2調査（有害物質の使用状況調査）で、有害物質使用特定施設の届出があり、使用等していた有害物質が判明した場合には、当該有害物質について図表4-13のとおり土壌調査を実施してください。

□土壌調査の結果、図表4-14に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表4-13土壌調査の方法（（ⅱ）（ア）の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 調査項目 | ○図表4-14に掲げる有害物質のうち、土砂の発生場所で使用等していたことが判明した物質の土壌溶出量調査を実施。○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。 |
| 試料採取・調査頻度 | ○第1調査（土地の利用状況等の調査）の結果により、次の頻度で実施。・工場又は産業廃棄物処理場があった場合　⇒900㎥毎に１回・工場又は産業廃棄物処理場以外の事業場があった場合　⇒2,500㎥毎に1回○各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。（例）土砂発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合・土砂発生量が100㎥の場合⇒１回・土砂発生量が1,900㎥の場合⇒3回（900㎥×2＋100㎥） |
| 試料採取方法 | ○5か所の表層土砂を採取し、等量混合する。（試料採取方法の詳細は、H31年１月29日環境省告示第６号による。） |
| 調査方法（測定方法） | ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号）○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号） |
| 調査機関（測定機関） | ○環境計量証明事業者 |

図表4-14特定有害物質及び基準値　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分　類 | 項　　　　目 | 含有量基準（指定基準）（mg/kg） | 溶出量基準（指定基準）（mg/L） |
| 　　特　定　有　害　物　質　（土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第一種特定有害物質） | クロロエチレン（塩化ビニルモノマー） | ――― | 0.002以下 |
| 四塩化炭素（※） | ――― | 0.002以下 |
| １,２－ジクロロエタン | ――― | 0.004以下 |
| １,１－ジクロロエチレン（※）（塩化ビニリデン） | ――― | 0.１以下 |
| １,２－ジクロロエチレン（※） | ――― | 0.04以下 |
| １,３－ジクロロプロペン（D-D） | ――― | 0.002以下 |
| ジクロロメタン（塩化メチレン） | ――― | 0.02以下 |
| テトラクロロエチレン（※）（パークロロエチレン） | ――― | 0.01以下 |
| １,１,１－トリクロロエタン（※） | ――― | 1以下 |
| １,１,２－トリクロロエタン（※） | ――― | 0.006以下 |
| トリクロロエチレン（※） | ――― | 0.01以下 |
| ベンゼン | ――― | 0.01以下 |
| 重金属等（第二種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 | カドミウム45以下 | カドミウム0.003以下 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム250以下 | 六価クロム0.05以下 |
| シアン化合物 | 遊離シアン50以下 | シアンが検出されないこと |
| 水銀およびその化合物 | 水銀15以下 | 水銀0.0005以下 |
|  | うちアルキル水銀 | 検出されないこと |
| セレン及びその化合物 | セレン150以下 | セレン0.01以下 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛150以下 | 鉛0.01以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素150以下 | 砒素0.01以下 |
| ふっ素及びその化合物 | ふっ素4000以下 | ふっ素0.8以下 |
| ほう素及びその化合物 | ほう素4000以下 | ほう素1以下 |
| 農薬等（第三種）（特定有害物質） | シマジン（CAT） | ――― | 0.003以下 |
| チウラム | ――― | 0.006以下 |
| チオベンカルブ（ベンチオカーブ） | ――― | 0.02以下 |
| ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル） | ――― | 検出されないこと |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | ――― | 検出されないこと |

（※）下表の左欄に掲げる有害物質の使用履歴がある場合にあっては、その有害物質の区分に応じて下表右欄に掲げる

物質を含めて検査して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 四塩化炭素 | ジクロロメタン |
| １,１－ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| １,2－ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| テトラクロロエチレン（パークロロエチレン） | クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン |
| １,１,１－トリクロロエタン | クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン |
| １,１,２－トリクロロエタン | クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン |
| トリクロロエチレン | クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン |

（注）土壌含有量基準：有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準

土壌溶出量基準：有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の

摂取によるリスクに係る基準

mg/kg（土壌1キログラムあたりミリグラム） mg/L（検液1リットルあたりミリグラム）

（イ）土地の利用状況等の調査をせず、最初から土壌調査を実施する方法

□図表4-15のとおり土壌調査を実施して下さい。

□土壌調査の結果、図表4-14に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表4-15土壌調査の方法（（ⅱ）（イ）の場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 調査項目 | ○図表4-14に掲げる有害物質の土壌溶出量調査を実施。○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。 |
| 試料採取・調査頻度 | ○工事の施工場所（土砂の発生元）の現況により、次の頻度で実施。・現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合　⇒900㎥毎に１回・現況が工場又は産業廃棄物処理場以外の場合　⇒2,500㎥毎に1回○各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。（例）土砂発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合・土砂発生量が100㎥の場合⇒１回・土砂発生量が1,900㎥の場合⇒3回（900㎥×2＋100㎥） |
| 試料採取方法 | ○5か所の表層土砂を採取し、等量混合する。（試料採取方法の詳細は、H31年１月29日環境省告示第６号による。） |
| 調査方法（測定方法） | ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号）○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号） |
| 調査機関（測定機関） | ○環境計量証明事業者 |

**(ⅲ)（ⅰ）に該当しない場合（土砂の発生場所がストックヤードである）**

□図表4-16のとおり土壌調査を実施して下さい。

□ただし、土砂の発生場所が、この条例施行後に許可を得て、供用開始しているストックヤード等である場合は、土砂検査の実施が不要な場合があるので、ご相談ください。

□③-3の府への報告に当たっては、手引き様式第5号その4を活用してください。

□土壌調査の結果、図表4-14に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

□土壌調査の結果、図表4-14に示した基準に適合していなかった場合は、巻末のお問い合わせ先にご連絡ください。

図表4-16土壌調査の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 調査項目 | ○図表4-14に掲げる有害物質の土壌溶出量調査を実施。○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。 |
| 試料採取・調査頻度 | ○2,500㎥毎に1回実施。○2,500㎥に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。（例）・土砂発生量が100㎥の場合⇒１回・土砂発生量が2,600㎥の場合⇒2回（2,500㎥＋100㎥） |
| 試料採取方法 | ○5か所の表層土砂を採取し、等量混合する。（試料採取方法の詳細は、H31年１月29日環境省告示第６号による。） |
| 調査方法（測定方法） | ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号）○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号） |
| 調査機関（測定機関） | ○環境計量証明事業者 |

#### **③-3搬入の報告（土砂搬入報告書）**

□③-1及び③-2の確認後、当該土砂を搬入する前に、図表4-17-1に掲げる事項を記載した「土砂搬入報告書」（規則様式第9号）を提出する必要があります。

□その際には、図表4-17-2に掲げる書類も添付しなければなりません。

□報告書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-17-1土砂搬入報告書（規則様式第9号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 土砂埋立て等の期間（※） |
| 土砂の発生場所 |
| 土砂の搬入予定量 |
| 土砂の搬入期間 |

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

図表4-17-2土砂搬入報告書の添付書類

|  |
| --- |
| 土砂発生元報告書（規則様式第8号） |
| ③-2で確認した汚染のおそれがないことの確認をしたことを証明できる図書　（手引き様式第5号その１、その2、その4のいずれかを活用） |

#### **④土砂管理台帳の作成及び使用等された土砂の量の報告**

■ポイント

○条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、次のとおり毎月の月末までに土砂管理台帳を作成し、使用等された土砂の量については半期毎に府に報告する必要があります。（条例第16条～17条関係）

・一時堆積（ストックヤードなど）以外の許可を受けている場合　⇒　(ⅰ)（ア）、(ⅱ)（ア）

・一時堆積の許可を受けている場合　⇒　(ⅰ)（イ）、(ⅱ)（イ）

○土砂管理台帳を作成しなかった場合や、記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合、使用等された土砂の量の報告を行わなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

**(ⅰ)土砂管理台帳**

（ア）一時堆積以外の許可を受けている場合

□土砂の発生場所ごとに、図表4-18-1に掲げる事項を記載した「土砂管理台帳」（規則様式第10号その1）を毎月の月末までに作成する必要があります。

□土砂管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-18-1土砂管理台帳（規則様式第10号その1）の記載事項

|  |
| --- |
| 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称） |
| 許可年月日及び番号 |
| 土砂の発生場所の事業者（土砂を発生させる方）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地） |
| 土砂の搬入の日付 |
| 当該日の搬入量 |
| 当該日の搬入車両台数 |

（イ）一時堆積の許可を受けている場合

□土砂の発生場所ごとに、図表4-18-1に掲げる事項を記載した「土砂管理台帳」（規則様式第10号その1）と図表4-18-2に掲げる事項を記載した「土砂管理台帳（搬出用）」（規則様式第10号その2）を毎月の月末までに作成して下さい。

□土砂管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-18-2土砂管理台帳（搬出用）（規則様式第10号その2）の記載事項

|  |
| --- |
| 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称） |
| 許可年月日及び番号 |
| 土砂の搬出の日付 |
| 当該日の搬出量 |
| 当該日の搬出車両台数 |

**(ⅱ)使用等された土砂の量の報告**

（ア）一時堆積以外の許可を受けている場合

□図表4-19-1に掲げる事項を記載した「土砂使用量報告書」（規則様式第11号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

・毎年度4月～9月までに使用された土砂の量：当該年度の10月末日まで。

・毎年度10月～3月までに使用された土砂の量：翌年度の4月末日まで。

・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂の量：完了届又は廃止届と同時に。

　　　□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-19-1土砂使用量報告書（規則様式第11号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 土砂埋立て等の期間 |
| この報告に係る期間 |
| 土砂埋立て等に使用される土砂の量（許可期間及び最終計画の間に使用される土砂の量） |
| この報告に係る期間の前までに報告した土砂の量（累積） |
| この報告に係る期間中に搬入した土砂の量 |
| 土砂の発生場所（工事等の名称）毎の次の事項　・前回の報告までの累計搬入量　・今回の報告期間の搬入量　・上2つを合算した量（累計量） |

　　　　※　土砂発生元が多数あり、土砂使用量報告書に記載しきれない場合は、1枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

　　　　　　　なお、当該報告時に各土砂発生元からの土砂の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂発生元は、末尾に追加していってください。

（イ）一時堆積の許可を受けている場合

□図表4-19-2に掲げる事項を記載した「土砂搬入量及び搬出量報告書」（規則様式第12号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

・毎年度4月～9月までに使用された土砂の量：当該年度の10月末日まで。

・毎年度10月～3月までに使用された土砂の量：翌年度の4月末日まで。

・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-19-2土砂搬入量及び搬出量報告書（規則様式第12号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| この報告に係る期間 |
| 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量 |
| この報告に係る期間中に搬入した土砂の量 |
| 土砂の発生場所（工事等の名称）毎の次の事項　・前回の報告までの累計搬入量　・今回の報告期間の搬入量　・上2つを合算した量（累計量） |
| この報告に係る期間中に搬出した土砂の量 |

※　土砂発生元が多数あり、土砂使用量報告書に記載しきれない場合は、1枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

　　　　　　　なお、当該報告時に各土砂発生元からの土砂の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂発生元は、末尾に追加していってください。

#### **⑤水質検査及びその報告**

■ポイント

○条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、3ヶ月毎に埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。（条例第18条関係）

○また、埋立て等を完了、廃止する場合も同様です。

○水質検査を実施しなかった場合や、その結果の報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

**(ⅰ)水質検査の実施**

（ア）埋立て等を施工中

□埋立て等に着手した日から、３ヶ月に1回ごとに、当該埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。

□水質検査に使用する試料（排水）の採取には府職員の立会いが必要です。そのため、事前に採取日等について府と調整してください。

□晴天が続くなど、試料（排水）の採取が困難な場合は延期することがあります。また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料（排水）が必要以上に希釈されて検査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。

□試料（排水）の採取は、許可申請の際の「排水の水質検査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。

□採取した試料（排水）の水質検査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。

□水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表4-20のとおりです。

□水質検査の結果が図表4-21の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに府に報告しなければなりません。

図表4-20　水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準

|  |  |
| --- | --- |
| 検査項目 | 排水基準を定める省令（S46総理府令第35号）別表第一の上覧に掲げる有害物質（28項目）（図表4-21） |
| 検査方法 | 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（S49環境庁告示第64号） |
| 排水の水質基準 | 排水基準を定める省令別表第一に規定するもの（図表4-21） |

（イ）埋立て等を完了又は廃止した場合

□埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。

□水質検査に使用する試料（排水）を採取する日は府が指定し、府職員が立会います。

□晴天が続くなど、試料（排水）の採取が困難な場合は延期することがあります。また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料（排水）が必要以上に希釈されて検査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。

□試料（排水）の採取は、許可申請の際の「排水の水質検査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。

□採取した試料（排水）の水質検査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。

□水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表4-20のとおりです。

□水質検査の結果が図表4-21の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに府に報告しなければなりません。

図表4-21　排水の水質基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年４月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 有害物質の種類（水濁法施行令第２条） | 「排水基準を定める省令」に基づく**排水基準**（mg/L） |
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 |
| シアン化合物 | 1 |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。） | 1 |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 |
| 六価クロム化合物 | 0.5 |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 |
| トリクロロエチレン | 0.1 |
| テトラクロロエチレン | 0.1 |
| ジクロロメタン | 0.2 |
| 四塩化炭素 | 0.02 |
| １,２－ジクロロエタン | 0.04 |
| １,１－ジクロロエチレン | 1 |
| １,２－ジクロロエチレン | シス体：0.4 |
| １,１,１－トリクロロエタン | 3 |
| １,１,２－トリクロロエタン | 0.06 |
| １,３－ジクロロプロペン | 0.02 |
| チウラム | 0.06 |
| シマジン | 0.03 |
| チオベンカルブ | 0.2 |
| ベンゼン | 0.1 |
| セレン及びその化合物 | 0.1 |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外に排出 10海域に排出　230 |
| ふつ素及びその化合物 | 海域以外に排出 8海域に排出　15 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量として 100 |
| １,４－ジオキサン |  0.5 |

○「塩化ビニルモノマー」は対象となっていません。（「排水基準を定める政令」では基準化されていない。）

 **(ⅱ)水質検査結果の報告**

□水質検査の結果については、試料（排水）の採取を行った日から1ヶ月以内に、図表4-22-1に掲げた事項を記載した「水質検査報告書」（規則様式第13号）を府に提出する必要があります。

□水質検査報告書の提出の際には、図表4-22-2に掲げる書類も添付しなければなりません。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-22-1　水質検査報告書（規則様式第13号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 土砂埋立て等の期間（※） |
| 採取した試料（排水）ごとの水質検査結果証明書に記載された発行番号 |
| 検査時期の区分（定期・廃止・完了） |
| 採取年月日 |
| 試料（排水）の採取場所 |
| 備考 |

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

図表4-22-2水質検査報告書の添付書類

|  |
| --- |
| 試料（排水）を採取した地点の位置図及び現場写真 |
| 水質検査結果証明書（規則様式第14号）　ただし、環境計量士の記名・登録番号の記載が必要 |

**(ⅲ)水質検査結果が排水の水質基準に適合していない場合**

□水質検査の結果において、排水の水質基準（図表4-21）に適合していない場合には、直ちに府に報告する必要があります。

□あわせて、その原因の調査を行うとともに、生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければなりません。

#### **⑥標識の掲示等**

■ポイント

○条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、当該埋立て等区域の見やすい場所に標識を掲示するとともに、埋立て等区域の境界標を設置する必要があります。（条例第19条関係）

○標識の掲示や境界標設置を行わなかった場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

**(ⅰ)標識の掲示**

□埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、図表4-23に掲げる事項を記載した標識を掲示する必要があります。

□標識の大きさは縦90センチメートル以上横120センチメートル以上とし、材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。（図表4-24参照）

□標識が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

図表4-23　標識に記載すべき事項

|  |
| --- |
| 許可年月日及び番号、許可をした者（大阪府知事） |
| 土砂埋立て等を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先の電話番号 |
| 土砂埋立て等の目的 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 埋立て等区域の面積 |
| 埋立て等区域を明示した付近見取図 |
| 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号 |
| 埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量） |
| 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間 |

|  |
| --- |
| 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第19条による標識 |
| 許可日：平成27年7月1日 | 許可番号：○○○○○ | 許可者：大阪府知事 |
| 埋立て等する者：大阪　太郎　○○市○○町○丁目○-○　TEL：06-1234-567○ |
| 埋立て等の目的：宅地造成 | 位置：○○市○○町○○番地他○筆 |
| 埋立て等区域及び付近見取り図90cm以上 | 埋立て等区域の面積：4,000㎡ |
| 山林進入路山林埋立て等区域国道調整池山林 |
| 管理責任者：浪速　正（事業課長）TEL：06-1234-56○○ |
| 埋立て等土砂予定量：8,000㎥ | 土砂埋立て等の期間：H27.8.1～H29.7.30 |

120cm以上

図表4-24　標識例

**(ⅱ)境界標の設置**

□埋立て等区域の境界を明らかにするため、境界標を設置する必要があります。材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。

□境界標は、原則として土砂埋立て等区域線上の折れ点全てに設置してください。

□境界標が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

#### **⑦関係図書の備え付け及び閲覧、保存**

**(ⅰ)関係図書の備え付け及び閲覧**

□許可を受けた日から完了（廃止）届出の日まで、管理事務所に図表4-25に掲げる書類を備え置く必要があります。備え置くに当たっては、種類ごとにファイル化するなど、整理して綴じて下さい。（完了（廃止）届出の日以降も、保存は必要です。（条例第25条関係））

□それらの書類は、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させる必要があります。

□ただし、個人情報や法人等の競争上の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する部分を除きます（申請者等の生年月日や本籍地、住所、印影、住民票、印鑑証明、図面等に記載されている作成担当者名及び印影、銀行口座、納税証明など納税額を示す書類、確定申告の写し、残高証明など預貯金額を示す書類、融資を証明する書類、等）。それら個人情報等に該当する部分は黒塗り等をしていただき閲覧させてください。

図表4-25　備え置くべき図書

|  |
| --- |
| 許可申請書（条例第10条第1項又は第2項、規則様式第3号）及び添付図書の写し |
| 変更許可申請書（条例第12条第2項、規則様式第5号）及び添付図書の写し |
| 土砂管理台帳（条例第16条、規則様式第10号その1及びその2（一時保管のみ））の写し |
| 土砂埋立て等変更届（規則第13条第5項、規則様式第6号）の写し |
| 土砂埋立て等着手届（規則第14条、規則様式第7号）の写し |
| 土砂搬入報告書（規則第15条第4項、規則様式第9号）及び添付図書の写し |
| 土砂使用量報告書（規則第17条第1項、規則様式第11号）又は土砂搬入量及び搬出量報告書（規則第17条第2項、規則様式第12号）の写し |
| 水質検査報告書（規則第19条第1項及び第2項、規則様式第13号）及び添付図書の写し |
| 土砂埋立て等地位承継承認申請書（規則第23条第1項、規則様式第18号）の写し |

**(ⅱ)関係図書の保存**

□許可に関して府に提出した図書（図表4-25に掲げる図書及び完了届、廃止届、休止届、再開届など）の写しを保存しなければなりません。（条例第25条関係）

□保存する期間は、次のうちのいずれか短い期間となります。

・条例第21条第2項の完了届及び廃止届に対する府からの通知（(3)②(ⅰ)参照）を受けた日から3年間

・条例第24条第1項による許可の取消しの日から3年間

□関係図書の保存をしなかった場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

### **（３）完了、廃止、休止する場合**

■ポイント

○次の場合、それぞれの期日までに、所定の様式により府に届け出る必要があります。（条例第21条関係）

・完了：当初の計画どおり、埋立て等を完了した場合（完了した日から15日以内）

・廃止：施工途中において、埋立て等をもう行わない場合（廃止した日から30日以内）

・休止：2ヶ月以上の間、埋立て等を行わない場合（休止した日から10日以内）

・再開：休止していた埋立て等を再開する場合（着手届に準じて10日以内）

○完了届、廃止（休止）届が提出された場合、府が届出のあった埋立て等が許可基準に適合しているかどうかの確認を行います。

○確認の結果、災害防止措置等が不十分である旨の通知を受けた場合は、必要な措置を講じる必要があります。

○届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

#### **①届出**

**(ⅰ)完了する場合**

□土砂埋立て等を完了したときは、完了日から15日以内に、図表4-26に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等完了届」（規則様式第15号）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は、事業完了後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-26　土砂埋立て等完了届（規則様式第15号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可の年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 土砂埋立て等の期間（※） |
| 土砂埋立て等を完了した年月日 |
| 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 |
| 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置を講じている場合には、その内容 |

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

**(ⅱ)廃止又は休止する場合**

□土砂埋立て等の施工途中で、埋立て等を行わなくなった（廃止した）場合は、廃止日から30日以内に、図表4-27に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第16号）を提出する必要があります。

□土砂埋立て等を、2ヶ月以上休止する場合は、休止の日から10日以内に、図表4-27に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第16号）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は事業廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-27　土砂埋立て等廃止（休止）届（規則様式第16号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可の年月日及び番号 |
| 埋立て等区域の位置 |
| 土砂埋立て等の期間（※） |
| 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間 |
| 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 |
| 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置を講じている場合には、その内容 |

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

**(ⅲ)再開する場合**

□休止していた土砂埋立て等を再開する場合には、図表4-28に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等再開届」（規則様式第17号）（7.(2)参照）を提出する必要があります。

□届出書類（写し）は、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-28　土砂埋立て等再開届（規則様式第17号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可の年月日及び番号 |
| 休止期間 |
| 再開年月日 |

#### **②府による確認等**

**(ⅰ)府による確認・通知**

□完了届又は廃止（休止）届が提出された場合は、府は届出のあった土砂埋立て等が許可の基準（3.(4)参照）に適合しているかどうかの確認を行います。確認の際には、現地調査を行う場合があります。

□上記の確認結果について通知します。

**(ⅱ)災害防止のため必要な措置**

□（ⅰ）で「土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置が講じられていない。」旨の通知を受けた場合、その通知の内容を是正する措置を講じなければなりません。

□措置を講じない場合、措置命令の対象となります。

### **（４）地位を承継する場合**

■ポイント

○埋立て等の許可について、次のような場合など、当該埋立て等の区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した場合は、地位承継の申請をし、承認を受ける必要があります。（条例第22条関係）

・相続により、埋立て等の地位を承継しようとする場合

・吸収合併等により、地位を承継しようとする場合

・事業譲渡等により、地位を承継しようとする場合

○この申請をするためには、土地所有者の同意が必要です。

○なお、承認を受けなかった場合や、虚偽の申請により承認を受けた場合など、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）や許可取消し、埋立て等の停止命令などの対象となります。

#### **①地位承継の申請**

**(ⅰ)土地所有者への説明・同意**（条例第8条関係）

□許可の地位承継を申請しようとする者は図表4-29に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。

□土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書（地位承継）」（規則様式第1号その3）を使用しなければなりません。

□その際、当該様式に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。

□条例第8条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内の土地の所有者です。しかし、埋立て等が円滑に継続されるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、同意を得るようにしてください。この場合、それらの土地所有者の同意については、手引き様式第1号を使用して下さい。

図表4-29土砂埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請における土地所有者への説明事項

|  |
| --- |
| 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |
| 申請者が条例第11条第1項第1号ホの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） |

**(ⅱ)地位承継の申請**

□土砂埋立て等の許可について、当該許可を受けた者から、その権原を取得した者は、図表4-30-1に掲げた事項を記載した「土砂埋立て等地位承継承認申請書」（規則様式第18号）を提出する必要があります。

□その際には、図表4-30-2に掲げる書類も添付しなければなりません。

□なお、申請には、土地所有者が承継に同意した書面（規則様式第1号その3）の添付が必要です。

□申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第20条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第25条）

図表4-30-1土砂埋立て等地位承継承認申請書（規則様式第18号）の記載事項

|  |
| --- |
| 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地） |
| 条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 許可の年月日及び番号 |
| 土砂埋立て等の期間（※） |
| 埋立て等区域の位置 |
| 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 |
| 承継の理由 |
| 次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）・申請者に次の（あ）、（い）の代表者に該当する使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

#### **②地位承継の承認の基準**

地位の承継の承認を受けるための要件・基準は次のとおりです。承認申請に際しては、（ⅰ）及び（ⅱ）の要件を満足しておくことが必要です。

**(ⅰ)欠格要件**

□図表3-9-1及び3-9-2に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。（ただし、「許可の申請前に」とあるところを「地位承継の申請前に」と読みかえる。）

□なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、府警本部など関係機関に照会することがあります。

**(ⅱ)資力に係る基準**

□申請者が、次の（a）、（b）を満たし、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないことが必要です。

(a) 防災のための施設の設置工事に要する経費について、必要な資金を確保できること。

・「土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」（規則様式第4号）において、（あ）≧（い）となっていること。

（あ）「防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法」欄の金額合計

（い）「防災のための施設の設置工事に要する経費」の金額

・ただし、（い）については、見積もりなどの必要経費を証する書類を添付してください。

 (b) 法人税等の滞納をしていないこと。

・最近1事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面により確認します。

・なお、申立書や追加資料で補填することができます。（例えば、納税証明書に手形による納付受託中である場合など）

□資力に係る基準については、「資力に係る審査基準」を参照してください。

図表4-30-2土砂埋立て等地位承継承認申請書の添付書類

|  |
| --- |
| 条例第8条第3項の土地所有者の同意書（規則様式第1号その3） |
| 埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面 |
| 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書・申請書等に押印は求めていませんが、本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し |
| 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）及び印鑑登録証明書・申請書等に押印は求めていませんが、法定代理人の本人確認書類として印鑑登録証明書の提出が必要です。 |
| 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し |
| 申請者が条例第11条第１項第1号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（手引き様式第2号） |
| 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第4号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類 |
| 最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面【法人の場合】　・国税：納税証明書（その３の３）　　　　　　　　・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書【個人の場合】　・国税：納税証明書（その３の２）　　　　　　　　・都道府県税：都道府県税（全ての税目）に未納がない旨の証明書 |
| 法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し |
| 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面 |
| 条例第７条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第７条の許可を受けた者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面 |

（注１）公的機関・金融機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限る。

（注２）住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

### **（５）命令・許可の取消し**

■ポイント

○許可を受けた土砂埋立て等に関して、遵守すべき義務を実施しなかったり、虚偽の申請や他法令の違反が発覚した場合には、埋立て等の停止や必要な措置についての命令、許可取消しの対象となります。

○また、命令の内容等については公表することがあります。

○命令（①のみ）に違反した場合は、罰則の対象となります。

#### **①命令**

□条例第7条の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合などにおいて、災害の防止や生活環境の保全上の観点から、図表4-31に掲げる命令を行う場合があります。（条例第23条関係）

□この命令に違反した場合、罰則の対象となります。

#### **②許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令**

□条例の許可を受けた者が図表4-32の左欄に該当する場合は、許可の取消し又は埋立て等の停止命令の対象となります。（条例第24条関係）

#### **③命令時の公表**

□府は①又は②（条例第23条又は第24条第1項）の命令をした場合、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することがあります。（条例第33条関係）

□公表する場合は、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会のため、意見の聴取を行います。

図表4-31　命令の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 命令の種類 | 命令の概要 |
| 1.災害防止のための緊急の措置命令・埋立て等停止命令 | ○対象：条例第7条の許可を受けた者○条件：土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとき○命令内容・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限）・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間）○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 2.無許可で埋立て等している者への撤去命令・措置命令 | ○対象：条例に違反して許可を受けないで土砂埋立て等を行った者（無許可変更の場合も含む）○命令内容・土砂の全部又は一部の撤去（相当の期限）・土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（相当な期限）○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 3.埋立て等完了等した者、許可を取り消された者への措置命令 | ○対象：埋立て等を完了・廃止・休止し、又は条例第24条第1項による許可を取り消された者で、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずる義務がある者（条例第21条第3項及び第24条第2項に該当する者）○条件：上記義務が果たされない場合○命令内容・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限）○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 4.災害防止又は構造基準適合のための措置命令・埋立て等停止命令 | ○対象：条例第7条の許可を受けた者○条件：土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（条例第11条第1項第5号）又は構造基準（同第6号）に適合しないと認めるとき○命令内容・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限）・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間）○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 5.排水の水質基準不適合時の調査命令・措置命令・埋立て等停止命令 | ○対象：条例第7条の許可を受けた者○条件：排水の水質基準に適合しないことを確認したとき（条例第18条等）○命令内容・原因の調査（相当の期限）・当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置（相当の期限）・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間）○命令違反時の罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |

図表4-32　許可の取消し・埋立て等の停止命令の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当条件 | 許可取消しの対象 | 埋立て等の停止命令の対象 |
| 1.許可等取得に虚偽・不正があった場合○偽りその他不正の手段により許可（変更許可含む）又は地位承継の承認を受けたとき。 | ○ | ○ |
| 2.埋立て等未着手（許可後１年間）の場合○正当な理由なく、許可（条例第7条）を受けた日から起算して1年を経過した日までに土砂埋立て等に着手しないとき。 | ○ | ○ |
| 3.埋立て等不実施（１年以上）の場合○許可（条例第7条）に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、１年以上引き続き土砂埋立て等を行わないとき。 | ○ | ○ |
| 4.暴力団関係者の場合○申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合 | ○ | ○ |
| 5.役員等が暴力団関係者の場合○役員又は法定代理人、使用人が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合 | ○ | ○ |
| 6.無許可変更を行った場合○変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。 | ○ | ○ |
| 7.許可に付された条件に違反した場合○許可に付された条件（変更許可に付された条件も含む。）に違反したとき。 | ○ | ○ |
| 8.各種報告義務等違反した場合○条例で規定する次の義務に違反した場合　・土砂の搬入の報告（発生元、汚染のおそれ確認）（条例第15条）　・土砂管理台帳の作成（条例第16条）　・使用された土砂の量の報告（条例第17条）　・排水の水質検査とその結果の報告（条例第18条）　・標識の掲示等（条例第19条） | － | ○ |
| 9.命令に違反した場合○条例第23条の命令（図表4-31参照）又は第24条第1項の命令（図表4-32参照）に違反した場合 | ○ | ○ |

### **（６）搬入禁止区域の指定**

■ポイント

○許可を要しない土砂埋立て等であっても、埋立て等区域の面積が3,000㎡以上であって、人の財産等を害するおそれがあるなどの場合には、搬入禁止区域の指定の対象となります。（条例第28条関係）

○搬入禁止区域に指定されると、何人も土砂の搬入はできません。（条例第29条関係）

○搬入禁止区域に土砂を搬入した場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります。

#### **①搬入禁止区域の指定**

□3,000㎡以上の土砂埋立て等区域（許可の要不要は問わない）及びその周辺の区域において、次のいずれにも該当する場合は、府はその埋立て等区域及び周辺の区域を、土砂の搬入禁止区域に指定します。

・土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められるとき

・条例の目的（第1条）を達成するため必要があると府が認めるとき

□搬入禁止区域の指定期間は、6ヶ月を超えない期間です。ただし、当該期間が満了する時点において、禁止区域に指定した事由が解消されていないと認める場合は、関係市町村長の意見を聴取したうえで、再度指定します。

□搬入禁止区域の指定をした場合、府は図表4-33に掲げる事項を府公報へ登載し公示します。

□この公示がされた以降は、何人も土砂を搬入してはなりません。この規定に違反した場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります。

□指定に当たっては、当該埋立て等区域及び周辺区域において、測量や調査、禁止区域の明示措置などのために、府職員が身分証明書を提示して立ち入る場合があります。

図表4-33　搬入禁止区域指定時の公示内容（府公報登載）

|  |
| --- |
| 土砂搬入禁止区域の位置 |
| 区域及び面積 |
| 指定の期間 |
| 指定の理由 |
| 土砂搬入禁止区域の区域を示す図面 |

#### **②搬入禁止区域の指定の解除**

□①で搬入禁止区域に指定された事由が解消されたと認める場合、府は指定を解除します。（条例第30条関係）

□搬入禁止区域の指定を解除した場合、府は図表4-34に掲げる事項を府公報へ登載し公示します。この公示をもって、指定解除されたことになります。

図表4-34　搬入禁止区域指定解除時の公示内容（府公報登載）

|  |
| --- |
| 土砂搬入禁止区域の位置 |
| 区域及び面積 |

【参考】土砂搬入禁止区域の指定の条文と制定趣旨

（土砂搬入禁止区域の指定）

**第28条**　知事は、埋立て等区域（3,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、６月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

２　知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

３　第１項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。

４　知事は、第１項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長から意見を聴取した上、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。

５　知事は、第１項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

６　知事は、第１項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

７　前２項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

【制定趣旨】

　土砂の崩落、飛散又は流出を防止するための施設の設置や計画がないまま土砂埋立て等が行われた場合は、土砂の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれが生じ、「災害の防止及び生活環境の保全」という条例の目的が達成されないことになる。

このような土砂埋立て等を行っている者に対しては、行為停止等の指導や命令等を行うことになるが、これらの者が指導等に従わず土砂搬入が継続された場合には、土砂の崩落、飛散又は流出による災害発生のおそれがさらに増大し、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることがある。

そこで、この条例では、以上のような土砂埋立て等が行われている土地における土砂の崩落、飛散又は流出の災害発生を未然に防止し、府民生活の安全を確保するため、現に土砂埋立て等が行われている土地とその周辺の土地に土砂の搬入を禁止する必要があると知事が認めた場合、その区域を「土砂搬入禁止区域」として指定することができることとした。

### **（７）その他（報告徴収・立入検査、罰則）**

#### **①報告徴収**

□府は必要に応じて、土砂埋立て等を行う者に対して、土砂埋立て等の施工の状況やその他必要な事項の報告を求めることができます。（条例第31条）

□この報告の求めに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

□府は必要に応じて、条例第8条の同意をした土地所有者に対して、当該同意をした埋立て等の施工状況の確認状況（条例第26条第1項）やその他必要な事項の報告を求めることがあります。

#### **②立入検査**

□府は必要に応じて、身分証明書を提示したうえで、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他事業を行う場所に立ち入ることができます。（条例第32条）

□また、帳簿書類その他の物件を検査し、試験のために土砂や排水などを無償で収去すること、関係者への質問ができます。

□これらの立入検査等を拒んだり、妨げたり、質問に回答しなかったり、虚偽の回答をした場合は、罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

#### **③罰則**

□土砂埋立て等に関する方は、条例の定めを遵守しなければなりません。条例に違反した場合は、図表4-35に掲げる罰則が適用されます。

図表4-35　本条例の罰則

|  |  |
| --- | --- |
| 違反事項 | 罰則 |
| 無許可等の埋立て | ○許可（条例第7条）を受けずに埋立て等を行った者○許可（条例第12条第1項）を受けずに許可を要する変更を行った者○承認（条例第22条第1項）を受けずに、許可の地位を承継し、埋立て等を行った者 | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 虚偽等による許可等の取得 | ○虚偽や不正な手段により・許可（条例第7条）を受けた者・許可（条例第12条第1項）を受けた者・許可の地位承継の承認（条例第22条第1項）を受けた者 |
| 措置命令違反（災害防止措置） | ○災害防止等のための命令（条例第23条第1項～4項）に違反した者 |
| 搬入禁止違反 | ○搬入禁止区域に土砂を搬入した者（条例第29条） |
| 措置命令違反（排水の水質基準不適合） | ○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令（条例第23条第5項）に違反した者 | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| 土地所有者への命令違反 | ○条例第8条による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令（条例第27条第2項）に違反した者 | 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 搬入の報告義務違反 | ○搬入土砂の発生元の確認と汚染のおそれの確認の報告（条例第15条第2項）を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者 | 50万円以下の罰金 |
| 土砂管理台帳義務違反 | ○土砂管理台帳（条例第16条）を作成しなかった者○土砂管理台帳に必要な記載をしなかった者○土砂管理台帳に虚偽の記載をした者 |
| 使用土砂量報告義務違反 | ○使用された土砂の量の報告（条例第17条）を行わなかった者○使用された土砂の量について虚偽の報告をした者 |
| 水質検査及び報告義務違反 | ○排水水質検査(条例第18条第1項又は第2項)を行わなかった者○水質検査結果報告(条例第18条第1項～3項)を行わなかった者○水質検査結果について虚偽の報告をした者 |
| 標識及び境界標設置義務違反 | ○標識（条例第19条第1項）を掲示しなかった者○境界標（条例第19条第2項）を設置しなかった者 |
| 報告義務違反 | ○府の求める報告（条例第31条第1項）をしなかった埋立て等を行っている者○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者 |
| 立入検査の拒否・妨害・忌避等 | ○府による立入検査、物件の収去、質問（条例第32条第1項）を拒否、妨害、忌避した者 |
| 届出義務違反 | ○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者　・軽微な変更の届出（条例第12条第5項）　・埋立て等の着手の届出（条例第14条）　・完了、廃止（休止）、再開の届出（条例第21条第1項） | 30万円以下の罰金 |
| 関係図書保存義務違反 | ○土砂管理台帳及び府に提出した図書の写しの保存（条例第25条）しなかった者 |

## **５．土地所有者の責務等**

■ポイント

○本条例では、条例の許可を要する埋立て等区域の土地所有者の同意（条例第8条）がなければ、許可はできません。

○また、条例第8条による同意をした土地所有者には、埋立て等の状況確認等の義務を課しています。（条例第26条関係）

○不適正な埋立て等が行われていた場合において、土地所有者がこの義務を怠っていた場合には、土地所有者も、勧告及び命令の対象となります。（条例第27条関係）

○条例の許可等を受けようとする方は、埋立て等区域の土地所有者に本章と規則様式第1号（その1～その3）を提示、説明した上で、同意を得るようにしてください。

### **（１）土地所有者の責務**

□許可の要不要や面積等に関係なく、全ての土砂埋立て等の区域の土地所有者は、所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。（条例第6条関係）

### **（２）土地所有者の義務**

#### **①埋立て等に同意する場合**

□次の者は土地所有者の同意を得たことを証する書面の提出が義務付けられています。

　・土砂埋立て等の許可（条例第7条）を受けようとする者

　・土砂埋立て等の変更許可（条例第12条第1項）を受けようとする者

　・土砂埋立て等の許可の地位承継の承認（条例第22条第1項）を受けようとする者

□その際、定められた様式（規則様式第1号その１～その3）に土地所有者の記名が必要となります。

□上記同意をする場合には、埋立て等を行おうとする者等から、申請の具体的な内容について説明を求めるとともに、同様式に記載している「【同意に当たっての留意事項】」を十分にご理解いただいたうえで、同意するようにしてください。

　なお、押印又は署名の要否については、当事者間で協議してください。

#### **②埋立て等に同意した場合**

**(ⅰ)埋立て等の状況の確認**

□条例第8条による同意をした土地所有者は、埋立て等が施工されている間、毎月1回以上はその埋立て等の状況を確認する必要があります。

□状況の確認は、同一地点から同一方向の写真を撮影するなどして、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と合致しているかどうかの確認などを行ってください。

□確認した場合は、手引き様式第6号を用いて確認結果を保管するようにしてください。

□土地所有者が遠方に居住するなど、何らかの理由で埋立て等の状況の確認が困難な場合には、他の方にしてもらうことも可能です。

**(ⅱ)埋立て等に異常が見られた場合の対応**

□（ⅰ）の埋立て等の状況の確認において、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と明らかに異なる埋立て等が行われていることを把握したときは、次に掲げる事項を実施する必要があります。

・直ちに、土砂埋立て等を行っている者に対して、埋立て等の中止又は原状の回復その他の必要な措置を講ずるよう求める（口頭で求めた上で、書面でも早期に求めることが望ましいです。）

・速やかに、府へ報告する

□条例第8条の同意をした土地所有者は、その同意した埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに府へ通報しなければなりません。

### **（３）土地所有者への勧告・命令**

#### **①土地所有者への勧告**

**(ⅰ)土地所有者への勧告**

□府が土砂埋立て等を行っている者に対して、災害防止等の命令（条例第23条第1項、第3～5項）をしたにも関わらず、期限までにその命令に係る措置を講じない場合において、条例第8条の同意をした土地所有者が次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

・埋立て等の状況の確認（(2)②(ⅰ)）を怠った場合（明らかに異なる埋立て等が行われている時に確認を怠った場合に限る。）

・埋立て等に異常が見られた場合の府への報告（(2)②(ⅱ)）を怠った場合

**(ⅱ)土地所有者への命令**

□（ⅰ）の勧告に土地所有者が従わない場合であって、その土地所有者に勧告した内容を講じさせることが相当と認めるときは、その必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

□この命令に違反した場合、罰則（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。

## **６．土砂を発生させる者の責務等**

■ポイント

○土砂を発生させる方（建設工事の発注者及び受注者）は、埋立て等が行われている場所に土砂を搬入する場合には、その埋立て等の状況や許可の有無の確認など、適正な処理が行われるように努めてください。

○また、条例の許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する場合には、搬入する前に、「土砂発生元証明書」（規則様式第8号）と当該搬入土砂に汚染のおそれがないことを証明する書面を、当該埋立て等区域の許可を受けている者に提出してください。

○条例の許可を受けている方は、土砂の発生元の方に本章と4.(2)③-1～③-3を提示、説明した上で、必要書類の提出を求めてください。

### **（１）土砂を発生させる者の責務（全ての方）**

□建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。（条例第5条関係）

### **（２）土砂を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する方）**

□許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する場合に、その搬入より前に、当該埋立て等区域の許可を受けている者に、次の書面を提出して下さい。（条例第15条関係）

・「土砂発生元証明書」（規則様式第8号）（4.(2)③-1を参照してください。）

・搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認を証明できる書類（手引き様式第5号その1、その2、その5のいずれか）

【お問い合わせ先】

　■北部エリア（豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町）

大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課　茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内） 電話：(072)627-1121㈹

　■中部エリア（大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市）

大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課　八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内） 電話：(072)994-1515㈹

　■南河内エリア（富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村）

大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課　富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内） 電話：(0721)25-1131㈹

　■泉州エリア（堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･忠岡町･熊取町･田尻町･岬町）

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課　岸和田市野田町３-13-２（泉南府民センタービル内） 電話：(072)439-3601㈹

　■全般

大阪府 みどり推進室 森づくり課 保全指導グループ　大阪市住之江区南港北１-14-16（咲洲庁舎22階） 電話：(06)6941-0351㈹

　■ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosyajourei/index.html（みどり推進室森づくり課HP）